

令和5年第7回平群町議会

定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和5年12月12日																												
招 集 の 場 所	平群町議会議場																												
開 会 （ 開 議 ）	12月12日午前9時1分宣告（第2日）																												
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1 番 関 順 子</td> <td>2 番 須 藤 啓 二</td> </tr> <tr> <td>3 番 岩 崎 真 滋</td> <td>4 番 長 良 俊 一</td> </tr> <tr> <td>5 番 山 本 隆 史</td> <td>6 番 稲 月 敏 子</td> </tr> <tr> <td>7 番 植 田 い ず み</td> <td>8 番 山 口 昌 亮</td> </tr> <tr> <td>9 番 井 戸 太 郎</td> <td>1 0 番 山 田 仁 樹</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 森 田 勝</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 関 順 子	2 番 須 藤 啓 二	3 番 岩 崎 真 滋	4 番 長 良 俊 一	5 番 山 本 隆 史	6 番 稲 月 敏 子	7 番 植 田 い ず み	8 番 山 口 昌 亮	9 番 井 戸 太 郎	1 0 番 山 田 仁 樹	1 1 番 森 田 勝	1 2 番 馬 本 隆 夫																
1 番 関 順 子	2 番 須 藤 啓 二																												
3 番 岩 崎 真 滋	4 番 長 良 俊 一																												
5 番 山 本 隆 史	6 番 稲 月 敏 子																												
7 番 植 田 い ず み	8 番 山 口 昌 亮																												
9 番 井 戸 太 郎	1 0 番 山 田 仁 樹																												
1 1 番 森 田 勝	1 2 番 馬 本 隆 夫																												
欠 席 議 員	な し																												
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>事 業 部 長</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>岡 田 康 裕</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>浅 井 利 育</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>乾 充 喜</td> </tr> <tr> <td>福 祉 こ ど も 課 長</td> <td>松 本 光 弘</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長</td> <td>竹 吉 一 人</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 長</td> <td>浦 井 久 嘉</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 参 事</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> </table>	町 長	西 脇 洋 貴	副 町 長	植 田 充 彦	教 育 長	岡 弘 明	総 務 部 長	西 岡 勝 三	住 民 福 祉 部 長	寺 口 嘉 彦	事 業 部 長	巳 波 規 秀	教 育 部 長	川 西 貴 通	総 務 防 災 課 長	岡 田 康 裕	住 民 生 活 課 長	浅 井 利 育	健 康 保 険 課 長	乾 充 喜	福 祉 こ ど も 課 長	松 本 光 弘	都 市 建 設 課 長	竹 吉 一 人	教 育 委 員 会 総 務 課 長	浦 井 久 嘉	都 市 建 設 課 参 事	島 野 千 洋
町 長	西 脇 洋 貴																												
副 町 長	植 田 充 彦																												
教 育 長	岡 弘 明																												
総 務 部 長	西 岡 勝 三																												
住 民 福 祉 部 長	寺 口 嘉 彦																												
事 業 部 長	巳 波 規 秀																												
教 育 部 長	川 西 貴 通																												
総 務 防 災 課 長	岡 田 康 裕																												
住 民 生 活 課 長	浅 井 利 育																												
健 康 保 険 課 長	乾 充 喜																												
福 祉 こ ど も 課 長	松 本 光 弘																												
都 市 建 設 課 長	竹 吉 一 人																												
教 育 委 員 会 総 務 課 長	浦 井 久 嘉																												
都 市 建 設 課 参 事	島 野 千 洋																												
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<table border="0"> <tr> <td>議 会 事 務 局 長</td> <td>藤 本 佳 利</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>高 橋 恭 世</td> </tr> <tr> <td>主 査</td> <td>竹 村 恵</td> </tr> </table>	議 会 事 務 局 長	藤 本 佳 利	主 幹	高 橋 恭 世	主 査	竹 村 恵																						
議 会 事 務 局 長	藤 本 佳 利																												
主 幹	高 橋 恭 世																												
主 査	竹 村 恵																												
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。																												

令和 5 年 第 7 回 (1 2 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 2 号)

令和 5 年 1 2 月 1 2 日 (火)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
1	2 番	須藤 啓二	1 メガソーラー工事について
2	6 番	稲月 敏子	1 「クビアカツヤカミキリ」被害対策について 2 町道沿いの山林保全について 3 町道歩道のバリアフリー化改修について 4 平和啓発事業推進について
3	5 番	山本 隆史	1 介護保険給付費の適正化について 2 町有バスに E T C 車載器の搭載を 3 防災・減災・避難行動支援の強化について
4	8 番	山口 昌亮	1 第9期介護保険事業計画について 2 後期高齢者医療保険について 3 櫛原メガソーラー開発の送電線等について 4 会計年度任用職員の処遇改善について
5	1 2 番	馬本 隆夫	1 デマンドタクシー運行状況と今後の取り組みに ついて 2 総合グラウンドを人工芝化に 3 平群駅前線東側区域の道路拡幅を 4 自然災害等発生時における業務継続計画につい て

再 開 (午前 9時01分)

○議 長

皆さん、おはようございます。新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止の観点により、本会議中、議場内でのマスク着用について許可いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和5年平群町議会第7回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

会議の冒頭であります。去る12月6日の総務建設委員会の中での答弁で、滞納状況等の報告に誤りがあったとのことで、事業部長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。事業部長。

○事業部長

貴重なお時間頂きまして申し訳ございません。私から、先日、12月6日に開催されました総務建設委員会における債権管理条例の審議において、下水道使用料と下水道加入者負担金の滞納状況に係る答弁に誤りがございましたので、おわびと訂正をさせていただきます。本日、机置きの一枚物の資料を御覧ください。

まず、下水道使用料の滞納額についてですが、総務建設委員会では241万3,321円、①ですが、とお答えしましたが、この中には令和4年度末で時効となった下水道使用料142万8,553円、②です、が含まれておりました。31世帯、427件に係る分でございます。

この時効分の主なものは令和5年3月議会の冒頭で説明させていただきました竜田川団地の下水道使用料徴収漏れに係る分で、この分は地方自治法第236条、金銭債権の消滅時効の規定により債権が消滅しておりますので、正しい滞納額は241万3,321円から142万8,553円を差し引いた98万4,768円でございます。64世帯、680件分でございます。

続いて、下水道加入者負担金の滞納額ですが、総務建設委員会の審議の中で、当初は25万円の滞納があると答弁いたしましたが、この分も令和4年度末で時効となっており、馬本議員からの御指摘により、滞納額はゼロ円と修正させていただきました。①番でございます。

しかしながら、実際には令和3年度滞納分として35万円、令和4年度滞納分として115万円で合計150万円の滞納が発生しており、これは緑ヶ丘地区における30世帯、30件に係る分でございます。

この滞納分については、上下水道課で数字を把握、管理をし、督促を行っておりますが、答弁修正の際に、私も含めまして、資料を見誤って答弁したものでございます。正しくは滞納額は150万円、30世帯、30件分でございます。

以上、おわびと訂正とさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおり、一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は10名の議員から提出されております。本日は発言順位1番から5番までといたします。順次質問を許可いたします。

まず、発言番号1番、議席番号2番、須藤君の質問を許可いたします。須藤君。

○2番

皆さん、おはようございます。事前に資料のほうですね、議長と御相談をさせていただきまして、お手元、傍聴の方にも私から直接お届けをした資料がございます。4ページになっておりますので、議員さんと理事者側のほうはすみません、白黒ですので若干見にくいかもしれませんが、中身は見ていただけたと思います。

まず、今日はですね、メガソーラーの安全性についての質問を行いたいと思います。

9月末より櫛原地区のメガソーラー建設工事が一方的な通告で工事が再開されている状況です。開発地から放流される水路周辺の下流住民、主に樁台の方になりますが、からは、誠意のある話を行わない奈良県と事業者の態度に対して、8月23日に林地開発許可の無効を訴えて奈良地方裁判所に提訴いたしました。最も不安に感じておられる点というのは、狭小な水路で本当に安全に水が流せるのかという点でございます。

そこで、今回お手元に配らせていただきました非常に参考になる事故例がございます。そちらのほうをちょっと見ていただきたいと思います。

お手元のほうに配りました1ページ目、参考図1というところに、平成20年ですから、15年ほど前になるんでしょうかね、7月28日に、兵庫県の都賀川というところでですね、非常に集中した雨が降りまして、私もそのときに高速道路、ちょうど走ってたんですが、空がもう真っ暗で、昼間でライトをつけないと高速走れないと。ほとんどの車が徐行状態になったような雨が降りました。その雨が六甲山のほうに降りましてね、そこから2キロ下、都賀川とい

うところがございまして、ふだんはこういう形で、ちょっとピンクに写ってる
ところあるんですが、これ、ちっちゃいお子様が水遊びをされてる風景なんで
すね。こういうのどかな、ふだんは水に親しむ公園になってました。ここに上
流で降った雨が流れ出したということなんです。

今回、私のほうが皆さんにぜひ聞いていただきたいのが、どんな雨が降った
のかという点でございまして。それからいきますと、ここで真ん中の辺りに書い
てるんですが、都賀川上流部の永峰というんでしょうかね、というところで観
測されたデータなんです、14時40分から14時50分の10分間に20
ミリという雨が降ったというふうに記録されています。雨量強度でいうと14
0ミリという。

雨量強度というのは皆さんね、なかなかなじみがないかと思うんですが、例
えば今回の開発事業地で30年の雨が降ったらどうなるか、50年の雨が降っ
たらどうなるかというそういう議論がされてます。実際の数字で言いますと、
3年確率で85ミリぐらいになるんです。ただし、1時間で、その中で10
分間というのが一番強い雨のときにどんな雨が降るかということになりまし
て、おおよそ30ミリ程度の雨だというふうになります。

この都賀川の事故の場合ですと10分間に20ミリですから、かなりやっぱ
り強い雨です。50年確率でいきますと、奈良県の場合でしたら26ミリぐら
いになるんです。だから、非常に強い雨がいつときに降ったと。これだけで
あれば実は災害が起こらないんですが、そこからですね、実際に事故が起こっ
たところまで直線距離で2キロ程度のところ。2キロ程度のところで上流
でこれぐらいの雨が降りますとね、洪水の到達時間というのがございまして。
雨が降って、いつピークが下流に押し寄せるのかという点になるんですが、ほ
んど10分程度、実際の水位がですね、10分程度で1メートル30センチ、
水位が上昇したと。

山の天気ですから、平群でも一緒だと思うんですが、山で降ってる状態の
ときに里のほうで雨が降ってるかという、そうでも実はないんです。だから
下流の公園におられたお子様たちが避難ができなかった、気づいたときにはも
う水に飲み込まれていたという、そういうふうな事故だったんです。

2ページ目に写真がございまして、また後で見ていただいたら。この写真
なんです、これが10分後の写真です。非常に濁流が川幅いっぱい流れた
状態で、1メートル30センチですから、子どもさんは完全に背が立たない、
流されてしまう状態で、人間で、大人で言いますと30センチぐらいで大体避
難ができない、流されてしまうというふうに言われてるんです。それが1メ
ートル、10分で上昇しましたから、この間には警報等があったんですが、そ

れでも間に合わなかったという状況なんですね。

それに引き替えて、今回、樺台の水路のふだんの状態と6月2日に大雨が降ったときの状況の写真を載せています。樺台の場合でしたら、大体3分程度で洪水が到達します。都賀川の場合でしたら2キロですから、もうちょっと余裕が実は若干あったんですね、10分程度。ただし、樺台の場合は3分でピークがやってくるという形になりますので、ほとんど避難ができないという、そんな状況です。こういうことですね、非常に樺台の皆さん方が心配をされてるという点が第1点でございます。

樺台の件に関しましては、河川の管理者として平群町が業者と協議をされています。その中で、通常、目玉池というふうに樺台の方は呼んでられるみたいですが、付近にK-①という地点、これ、業者が決めた勝手な番号になるんですが、K-①としてございます。それから、樺台の4丁目横の辺り、K-⑤、丸が抜けてますが、⑤地点がでございます。

これ、平群町の今年の12月の全員協議会で資料が配付されてね、そのときの資料等を見ると、もともと0.034だったり0.035、ちょっとなじみのない小数の数字になるんですが、その狭いところをK-12地点、元山山口駅から住宅地のほうに上がって50メートルのところになるんですが、0.043という比流量ですね。比流量というのは1秒間に1ヘクタール、幾ら水を流せますかという単位になります。水の能力というんでしょうか、という数字になってるんですね。それにですね、K-①、K-⑤辺りを合わせるという形で改修が行われています。

なぜ0.043を基準にして、それらのK-①、K-⑤辺りが改修されたのか、なぜその数字で許可をされたのか。それについて、法令または県の基準等の根拠を説明してほしいと思います。

また、工事期間中の対策について伺いたいと思います。

工事期間中のK-①地点の最大流出量、1秒間に業者はどの程度見込んでいるのかについてお答えください。

以上の点で住民の安全がそれで保障されているのかどうかについての根拠をお示しくください。

2点目になりますが、2点目も同じくメガソーラーの問題になるんですが、4号調整池予定地、ございます。場所で言いますと、櫛原のバス停から南に100メートル、200メートルぐらいになるんでしょうか。旧の農園天国が計画されていた場所になります。2022年の1月に県の廃棄物対策課は住民から通報されてですね、協栄ソーラー社の仮設調整池堰堤の大型土のう袋というのがございました。これで池を造っていたということなんですね。その袋の中

に瓦礫類が混入していたということを住民から通報されて、県が確認をしています。廃棄物対策課は、工事の進行に合わせて正規の処分を指導していると言いました。現在の状況、御説明をしてほしいと思います。

なお、当該地東側のフラワーロード、崩壊箇所、ございました。去年、おとしになるんですかね、10月頃に現認をしています。その後ですね、道路崩壊して、ガードレール、ますなんかがぶらぶら状態になったところを大型土のう袋で補修をされた。それがその後の雨で崩れ落ちてですね、袋の中から瓦礫が散乱してる状態がずっと続いています。そういう点でですね、この点に関しては町の都市建設課のほうから村本建設のほうに要請をして、応急で対策を行ったというふうに聞いています。間違っていたらちょっと教えてほしいんですが。これらの瓦礫類というのは、持ち込んだにしてもですね、もし農園天国跡地にあったものだとしたとしてもですね、場所を移すというのは、これ、廃棄物清除法でいうと違反行為になると思うんですが、この点について町は事実を確認してるのかどうか、お聞きしたいと思います。

3点目。K-⑦、⑧地点というのは今、申し上げました崩壊したところの下の沢になるんですかね。ちょっと地図の場所で言いにくいんですが、農園天国の、すみません、資料の3ページ目、写真が載せていますが、資料の3ページですね、左側のこの写真が、これ、道路のガードレールですね、その下、すぐ下です。こっから下100メートルほどで、営農団地という呼び方になってるんかと思うんですが、その辺りにまで沢が急角度で続いています。ほとんどこういう状態で沢が崩壊してる。

実は椿台の方からいろいろ教えていただいたんですが、この工事をやる前、裏の川というんですかね、に蛍が飛んでたとおっしゃってました。ところが、この工事が始まってから濁流が流れ出すことになって、蛍は全然見えなくなりましたというふうに聞いてます。なぜこんな急に濁流が、もう雨が降ればすぐに流れ出てくるのかということに不思議に思ってたんですが、原因の一つがこれだったと。完全にこれ、真砂土で非常に崩れやすい地盤です。それが雨で流されて、下に流れ出てしまったというのが原因だったというふうに思います。ということで、降雨のたびに下流に流れる原因の一つだというふうに思います。

昨年9月1日の変更申請の際に提出された協栄ソーラー社の資料、添付資料になると思うんですが、崩壊箇所の対策としてですね、町と協議を行った上でこういう形で施工するという形の資料が開発申請の書類に入っていました。どういうもんかという、ファブリフォームという旭化成さんの製品なんですが、これが袋状になってます。これ、よその、もちろん写真なんですが、現地形、ある程度整備をされるんでしょうけど、そこにこの袋状のものをずっと張って

いくような形にしてですね、この中にコンクリートを充填するという、そんな工法なんですね。

ということはどういうことかという、現地形がそのまま水路として形成されるということなんです。2019年、当初の申請でですね、協栄ソーラーさんが出された水路勾配、我々は偽装だというふうにずっと言ってるんですが、一番ひどいところで流速が20メートル、30メートルと、そういう流速になった、そういう資料をお出しでした。この現場が、これ、よそですが、今、申し上げてる沢の部分ですね、勾配が16%ぐらいあります。これは国土地理院の地図から拾った数字です。16%程度あります。協栄さんがもともと出たのが18%ですから、ほとんど変わらない。そこにこういう形で、ほぼ、要はウォータースライダーですよ、完全に。水が流れて、勾配を流れ落ちるという形になりますので、非常に流速が出てしまうんですね。一番下流まで行くんですね、私は20メートル、30メートルに達するだろうと思います。

土石流という危険な、皆さん記憶にあると思うんですが、伊豆山のああいいう土石流でも大体5メートルから10メートルぐらいなんですね、1秒間の速度というのが。それが30メートルというたら滝が落下する速度になります。そういう形で、もし、これ、やってしまうとですね、この下流は大雨のたびに災害が起こってしまうと私はそういうふうに考えています。この点について、町のほうはこういう資料を受け取って、それでやってくださいという回答をされています。それで本当に安全なのかどうか、その点について確認をしたいと思います。

本来だったら、写真が、右側の写真ですね、落差工といいましてね、自然のこういう急な勾配のところでもそうなんですが、岩があって、多少よどみがあって、また岩があって段々になっていってですね、それで流速というのは落ちるようになってるんですね。これ、実際、営農団地の辺りの写真なんですが、こういう階段状に大体やります。横に対しては水平に近い勾配で、落差を取らないとあかんで、すんと落とすという形になるんですね。そして段々にしてやって速度を落としていくと。このまま、これがないと真っ逆さまに水が落ちてしまうと、そういう危険なことになるんですね。営農団地でもこういうことをされてるわけです。それに対して今回はこういう形で施工して構わないですよということで町のほうはどうも回答されてるようなんですね。この点について安全性どうなのか、確認をしたいと思います。

じゃ、すみません、以上で質問を取りあえず一旦終わります。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、須藤議員御質問のメガソーラー工事について、順次お答えさせていただきます。

(1) 樁台水路についてです。K-①、K-⑤地点の改修前の断面では、調整池からの直接放流量を考えると比流量が不足するので、K-12地点の比流量以上の断面に改修することで、ネックポイントを下流のK-12地点に移動させております。

また、開発前の水路において、3年確率降雨でNGの箇所については、開発地の外側、開発地の上流域、下流域を含む全流域における降雨量における流量を計算したもので、NG箇所全てを改修するというものではありませんので、NGでなくなったということではありません。

続いて、(2) 工事期間中の流量ですが、K-①地点の改修前の最小断面積が0.439平米で、改修後が0.618平米です。K-⑤地点付近の改修前の最小断面積が1.239平米で、改修後が1.728平米と変更されております。

(3) 4号調整池予定地の産廃問題については、4号調整池の擁壁などの構造物を築造するに当たり、その基礎部分の掘削作業が始まっており、奈良県の廃棄物対策課が11月28日に現場立会され、それ以降も度々パトロールにいられているとのことですが、今のところ、投棄された産業廃棄物が出ていないとのことです。県の指導としては、今後、産業廃棄物が出てきた場合は分別しておくようにとのこととあります。

また、フラワーロードのり面が崩壊した部分の大型土のうの中の瓦礫類についてですが、開発事業者と平群町との河川協議において、この箇所の水路改修を行うことになっておりますので、その工事の際に、適切に処分いたします。

(4) のK-⑦、⑧地点の改修については、現状において水路が浸食され、のり面が崩壊している箇所については、今後、河川協議に基づき、事業者によって改修されることとなります。水路断面については、基本的にファブリフォームでの復旧を考えておりますが、水路勾配の急峻な部分については、管渠を敷設するとか減勢工を設けるとかの工法上のことについては、協議の上、施工してもらおうと考えております。

以上でございます。

○議長

須藤君。

○2番

質問さしていただいた点にあんまりお答えいただけてないような気がしま

す。

1 点目、K-12 地点が 0.043 という比流量だよということはここにも書かしていただいているんです。そのとおりなんです。その数字を使って、なぜ他の地点を改修したのかと、その根拠について伺いたいというふうに申し上げます。それ、再答弁ください。

それから、2 点目ですね。町が指示をして、または要請をして、その辺りのいきさつ、ちょっと分からないんですが、それによって村本建設が土のう袋で復旧をしたと。土のう袋を置いて、防水シートをかけたというふうな形になってましたが、この辺りは町のほうは現認はされてないんですか。もうかなりですね、2 年近くにわたって廃棄物が散乱した状態続いているんですね。それを放置してるとするのは、私、やっぱり廃棄物清掃法の精神から全く外れてる行為だと思います。指示をされた町のほうがそれについて責任がないのかということをお聞きしてるんですね。

それから、3 点目。ファブリフォームを使うという、今、御答弁あったと思うんですが、原則的なことは全くこれ、協議されていないんでしょうかね。この下の写真、先ほどお示ししましたが、落差工で階段状にして減速をすると。これ、スズキ建設さん、やられた造成地のほうでもこういう形でやっておられます。この階段状のそこからさらに下の部分ですね、ちょうど営農団地の田んぼになるんでしょうか。その横の水路もやはり川幅が 1 メートル程度、水路がね、形成されてましてね、ここも延べ、どうでしょうか、100 メートル、200 メートルぐらいあるんでしょうか、ずっと段差がつけられています。そうしないと危険だというのが示されてると思うんですね。この上の沢についてそういう計画がないのか、それで本当にいいのかということについて、もう一度御質問をさしてもらいます。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

まず、K-12 地点のことなんですけども、K-①の地点、K-⑤の地点、これが事業地から流出する計算上の比流量からすると、ネックポイントとなっておったということで、それを最下流の K-12 地点の 0.043 という比流量と比較して、それ以上の比流量に改修する。狭いところを下流側の河川の比流量以上に改修するということなんですけども、こういう細かいことと申しますか、具体的な改修の方法について、何か法令とか法律とか基準とかで定められてるというふうには理解しておりません。住宅地に近いところの比流量、流量が小さいところを改修して、安全に改修するということでございます。

それと、のり面の廃棄物に関しては、先ほども申し上げたように、奈良県の廃棄物対策の御担当が都度パトロールにも回っておられます。事業地内にあるような廃棄物についても、こののり面が崩壊したところに積んだ土の中の廃棄物についても、最終的には改修工事をする際に処分するということで指示を受けられているということです。よって、県の廃棄物対策課の指示に従っていただくというふうに考えております。

次に、水路崩壊した部分のファブリフォームの河川水路改修に関しましては、あくまでも事業地の外にある水路、下流にある水路が崩落している部分について復旧をするという考え方です。水路を復旧するという考え方ですので、もともとの水路の勾配、そういったものまで基本的に改修していくということではないわけです。

議員お述べのスズキ建設の造成地というのは、農地造成地内の自然水路等を改良工事でこういう落差工を造っていったということで、土地改良工事の中の一環として、こういうことがされてきたという例だというふうに思います。平群町が行うような農地造成に関しても、農地造成地内にある自然水路というのは一定の勾配に、勾配を緩くするような、そういう水路改修をするわけですが、今回のお述べのファブリフォームの部分については、水路が崩壊したり、崩れてきた部分を基本的には元の形に戻すということでございます。そのために一つのシートの中にモルタルグラウト、モルタルを注入するような形で、これ、よくため池だとか河川だとか使われるものなんですが、そういったもので元の形に基本的には復旧する。

ただし、最初の答弁でも申し上げましたけども、場合によっては、それでは改修し切れないような急勾配のところについて、施工上もこのファブリシートでできない部分というのは出てくるかもしれませんので、そういったところについては一部、管渠等で復旧することもあると思います。ちょっと最終的にやってみないと、また立会いをしたり、事業者と協議をする中で合理的な復旧の仕方を考えていこうとは思っています。例えば、急なところで管渠なんかで復旧した場合は、急勾配のところに管渠を伏せた場合、管渠の一番下流部分、水当たりもありますんで、そこら辺では水の勢いは一定、例えば減勢するようなことも必要になるかも分かりませんので、今後、それについては、事業者と協議をしながら進めていこうというふうに考えております。

以上です。

○議 長

須藤君。

○ 2 番

簡潔に答えていただかないと時間がないので、その点、御注意ください。

1点目の問題で、0.043は根拠がないというふうな御答弁を今、されましたね。県のほうはどういう指導を今されてるかというのは御存じですかね。それが1点です。

それから、工事期間中の水の量、これ、全然答えていただけてないんですが、お分かりやないんでしょうか。

ちょっと1点目のほうですね、細かい数字で申し訳ないんですけど、2点目、3点目、ちょっとすみません、後にずらして、質問、取りあえず一旦お聞きしたい点なんです。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

すみません、須藤議員言われてる県の指導云々という話、ちょっと今、思い当たらないので、申し訳ないです。

○議長

須藤君。

○2番

こちらから、そしたら申し上げますね。まず、昨年9月に1回指導が出ます。その後、出し直されてます。11月にもう一度出されてます。そこでどう返してるかというのと、要点言いますとね、河川協会の技術基準案というのは参事、御存じですね。この中に10条という条文ございます。10条、どう書かれてるかといいますと、御存じだと思うんですが、これもね、思うんですが、1番としてですね、洪水の規模が3年確率以下の場合、流せない場合は現状河川的能力以下にのささいというふうに書かれてます。これに基づいて、県はそういう指導書を出してます。11月7日付ですね。これでやりなさいとなっているんです。

それに対して、業者のほうで、これも許可証の中でですね、申請書の中で工事期間中の流量についてどんなふうな数字が書かれてるかというんですね、1秒間に4.28という数字になっています。これ、御存じないですか。これ工事中の重大な問題なんですよ。

工事期間に、業者はどのような言い方してるかというのと、下流に対する放流量を絞ると下流の安全性は高まるが、調整池の確率年数の耐用が下がるんだと、こういう説明、県にしてるんですね。これ、全然おかしい話です。調整池を大きくして下流に対する流量を絞るというふうにすれば両方とも安全なんです。この業者が出してる4.28という数字、これ、下流河川の地点の能力を

3倍ぐらい超えてしもてるんです。今、下流のK-12地点が比流量0.043だから、それに合わせたとおっしゃってます。それに基づいて改修をされるようですよね。その数字ですら全然足りてないんです。

もう既に工事は始まって3か月ほどたってるんですよ。これで大雨があったときに下流はどうなるかということを知ってるんです。そこが問題なんですよ。0.043が根拠がないとかあるとか、そういうことじゃないんですよ。下流が安全かどうかという点についてお聞きしてるんです。県もこういうふうにご指導してるんですよ。これ、確認してください、ぜひ。確認方法ありますよね、これ、当然ながら。

町長ね、選挙のときに何とおっしゃってるか。県の指示の下に開発地内の仮設防災調整池の拡張工事が進められておりと、県と協力してやっていくんだというふうにおっしゃってます。事業地からの下流水路や河川への安全性、最も災害で重要な問題だと。町長、これ全部、市民に配られた書類なんです。それだけ大事な問題なのに下流河川の0.043しかない。それに対してですね、そのほかの地点をそれに合わせて、それをはるかに超える工事中のピーク流量が流れ出る可能性がある。それを放置するのかということなんですよ。

これ、全部数字載ってる部分ですからね、申請書の中なんかに。県の、今言った文章は我々が情報開示請求で入手したものです。必要であればお渡しはできます。それだけはっきり危険性が示されているのに、0.043については根拠が分からない。町は去年12月に資料出してますよね、これ。全員協議会の席で。参事、お分かりですよ、これ。資料5-5、日本河川協会の基準案。しっかりとここに書かれています。

その後ろのページに何て書いてるか。現状の開発地では1年に一度程度の確率でも川があふれるんだと。だから開発地の安全性についてね、開発地が原因なのか、それとも別の原因なのか分からない。そんなことでは住民からね、やっぱり開発なんてやってほしくなかったと、そんな声が出てしまうんだよということまで、ここ、ちゃんと説明書かれてるんです。言葉は若干違いますけどね。これ、町が出した資料ですよ。ここでちゃんと書いてるんですよ、こういうふうに。それ、何であんた方は何のチェックもせずに0.043、業者が言うた数字で、それでええんだと。それを根拠を知ってるんですよ。

根拠がなくてやってるんだったら、業者が都合だけでやってるんだと。0.043でやりゃ、池がちょっとでも小さなるんだと。それしか理由がないでしょう、住民の安全性を無視されたら。だから根拠を知ってるんです。それで本当に安全なのかと。町長ね、一番大きな問題として、これ言うてるんですよ。町長、選挙の際に住民に訴えて、これで当選されてるんですよ。それで今の答

弁、おかしいでしょう。もう一遍再答弁をちょっと求めます。

○議 長

須藤議員、(3)、(4)はよろしいですか。

○2 番

はい。もうあんまり時間がないので、この点だけ確認したいので。

○議 長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

そもそも3年確率でNG箇所があったと。これについては開発前の今の現状、開発しない時点で山林そのままの状態、今、現状の水路が3年確率の雨で断面が不足する部分があるという現状を言ってるわけです。奈良県の説明では、事業地内に降った雨を調整池で調整することによって開発前の状態以下に雨水の流出を抑えるということであって、先ほど、最初の答弁にもありましたように、開発地の外側の上流だとか下流だとか、全ての流域に降った雨を今、現状3年確率の水路を全部改修しないと開発ができないという意味ではないんですよということで説明を受けているところです。

工事中に関しては、長い期間かけて事業者と奈良県のほうで議論をされて、最初は沈砂池を幾つか設けるという話があって、その後に調整池を5年確率あたりで造るという話になって、最終的には30年確率の仮設の調整池を造って流出量を抑えるということで、奈良県と事業者の間できちっと協議されたということですので、それについてはそういうことかなというふうに考えております。

○議 長

須藤君。

○2 番

私、聞いたんは0.043で何で決めたんですかという点です。もう1点は、工事中にこれだけの雨がでてくるよと。1秒間に4.28、1時間でいうと1万6,000トンという水になるんです。その水が業者は工事期間に最大出るんですよと、そういう調整池を造ってるんですよと。大きくすれば下流は安全になるけれど、例えば、30年確率が10年とか5年になっちゃうんだと。だから、これでやってくださいと。その数字が4.28なんだ。何でかという、これが開発前の数字を上回らないということをこれ、実は言うてるんです、業者は。

もう一度言いますね。これ、町が出した資料ですからね。これ、責任持ってもらわないと駄目ですよ。先ほど言った河川協会の第10条の第2項。洪水の

規模が超過確率年数で30分の1。30年確率の場合、この場合は開発前のピーク流量の値まで調整しなさいと。両方必要なんです。一番は3年以下の少ない水の場合は下流河川の流下能力に制限しなさいと、30年確率については開発前に抑えなさいと、二つ書いてるんです。これ、町が出した資料でしょう。超えてしまってますよ、4.28だったら。下流河川の能力になってないでしょう。県はちゃんと言ってるんですよ、11月7日付で、「河川協会第10条に定める基準によること」とちゃんと書いてるんだからね、そういうふうに。町もこれ、去年12月ですよ、出されたん。それに基づいて全然指導やってないということですか、町は。

今現在でも工事は進められてるんですよ。これで雨が降ってなくてよかったねでは済まないですよ。いつ降るか分からないですよ、これ。今だって関東のほうは大分ね、今日も強い雨が降ってるとかと言われてますしね、どんな状態でそういうことが起こるかというのは本当予断ができないことですから、今後さらに続くわけですよ、春先の菜種梅雨の期間から梅雨にかけて、台風にかけてですね、ずっと続くわけですよ。その間、住民は我慢せえと。安心して寝られないとおっしゃってるんですよ。調整池さえしっかり造ればね、できることをやってない。町は指導してないですよ。何で0.043で許可をしたんか。工事中1年間4トンの水を出すことを認めると。さらに、現状の谷の水路がそうなってるんやから、現状それを直すだけなんだとおっしゃってるけど、そんなに住民が守れるんですか。

対策をちゃんとやれば、減速して安全に水を流すことができるんですよ。技術的に可能なんです。費用をかけるかどうかなんです、問題は。河川改修もそうなんです。林野庁はどう言ってるか。3年確率で流せない場合、参事おっしゃるとおり開発前の話です、開発前に3年確率の雨が流せない場合は河川改修を前提とすると、林野庁の治山課、私にそういう回答をくれてます。林野庁の方針、それから県のこういう防災の指導も町は全然知らない、無視するんですか。もう一遍そこ答弁してください、根拠併せて。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

だから、3年確率で流せない水路が存在する場合はその河川を全て改修するんだということではないというふうに奈良県からはお聞きしております。あくまでも事業地内が開発前の流出量であれば、そこを開発地内で調整池で流量調整するというふうに。須藤議員言われてるのは、3年確率で流せない水路がある場合は開発はできない。あるいは、3年確率以上の流量に河川を全て改修し

ないと開発できないというお考えでおっしゃってると思うんですが、奈良県からお聞きしているのは、事業地に水路全てを改修するという義務づけをするということではないというふうに説明を受けております。

○議長

須藤君。

○2番

参事ね、ここで議論する場じゃないんですよ。私が質問してそれに答えてもらおうということなんです。改修しないと工事ができない、開発できないとかそんな議論してるんじゃないんですよ。私、開発をストップせえとかどうのこうのとか一切言ってないですよ、今の質問で。要は、開発によって危険が生じるんなら、それを防止するのが町の責任でしょということを言ってるんです。それも全部町が出した資料に基づいて、私、聞いてるんですよ。何で0.043でやったかって何で答弁しないんですか。もう一遍その点だけ聞きますよ。はっきりしてください、そこ。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

そもそも開発地から排出される比流量というのを0.024ですね、開発地から流出されると。少なくともその比流量以上に下流域の河川については改修すべきネックポイントが出てくると。その中でK-①、K-⑤の比流量が小さい部分についてネックポイントとして、最下流のほうでそれ以上の比流量がある0.043という数字を当てはめて、それ以上の比流量に改修したということが根拠であります。

○議長

須藤君。

○2番

本当に何回聞いたら答えてくれるんですか。私は0.043を何を根拠にして決めたのかと聞いてるんですよ。答えてくれないと、これ、本当、質問する意味ないですよ、議長。もう、これ、全然おかしいですよ。本当これ、町が全部つくった資料やし、当然これ全部見てられるという前提で私、言ってますからね。

去年の12月のね、参事ね、資料5の10、差し替えられました、最終的に。そこで、K-①、幾ら流れる能力があるんですか。0.770です。それに対して開発地から4.28出るんですよ。ただし0.077をおっしゃるとおり、K-12地点の比流量0.043に合うように拡幅、かさ上げをしました

と。そういうふうな書類になってるんです。お分かりですか。

それになって幾らになるか。大体約1.3立米ぐらいなんです。流れてくるのは4.28。完全に超えてしもてるんです。幾らまでやったら大丈夫か。答弁できますか、そういうこと。それで下流の住民が安心して生活できるんですか。だから根拠を聞いてるんですよ。もう一度答弁してください。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

今おっしゃってるのは開発後、太陽光発電所が完成した以降の話と、今、工事期間中の流出量の話だと思うんですけど、いろんな数字おっしゃっていただいたんですが、基本的な考え方としまして、工事期間中については、数字の根拠とおっしゃったけど、それ、ちょっと、すみません、お答え、なかなか私、ようせんのですけども、工事中の安全確保については30年確率の仮設調整池を何か所か造ることによって安全を確保するという事で奈良県と協議されたと。

その上で今、本体工事が始まったんですが、仮設調整池を生かしながら本設の調整池の建設を優先して造ってるということで安全を確保していくんだということでお聞きしておりまして、いろいろ数字だとか計算式、須藤議員独自にいろいろ考えておられるとは思いますが、ちょっと細かい数字については…

○2番

ちょっと待ってくださいよ。何ぼ何でも。議長、ちょっと……。

○議長

須藤議員、ちょっと待ってください。

はい、どうぞ。

○都市建設課参事

望まれてる答弁ではないのかもしれませんが、0.043という今の根拠をお話ししたつもりなんですけど、調整池から排出される比流量以上に改修する地点を選定して、その一番下流部分で最初のネックポイント、改修した結果、比流量が一番小さい部分というのが0.043になるんですけど、それ以上の比流量で改修したということが根拠でございまして、0.043という数字を何か、どっかの文献に出ているということではないので、考え方の問題だというふうに思います。

以上です。

○議長

須藤君。

○ 2 番

全然答弁になってないと先ほどから言ってるんです。0.043で、その数字を使って別の地点を改修されてるんです。河川協議の席で町はそれでやってくださいと、結構ですと答弁されてる。議事録ちゃんとあるんですよ、ここに。島野さんですよ、答弁されてんのは。何を根拠にいいって言ったのかと聞いてるんです、だから。こういう基準で、例えば住民がそれで生活守れます、災害起こることはありませんと、その基準で業者を指導してるんですという中身を聞いてるんです。今だったら、4.28という数字でね、工事期間も始まってます。業者は、雨が降ったらそれ流すと言うてるんです。だけど、下流では1.3とかそんな能力しかないんだからあふれるでしょと言ってるんですよ。どこが安全ですか、それ。安全でどうのこうのって今おっしゃったよね、答弁で。どこが安全かと聞いてるんですよ、だから。安全の根拠を示してくれって言ってるんですよ。もう一遍答弁してください。

○ 議 長

都市建設課参事。

○ 都市建設課参事

須藤議員のお考えというのは、開発に基づいて、開発するんであれば3年確率以上の水路に全て改修しなければ安全じゃないという、そもそもそういうお考えだと思うんですが、そういうことでいうと、そのお考えでいくと安全の根拠というのはないということにしかならないと思います。開発地から排出される流量を開発前の流量に調整するというので、基本的にはそういう考え方で奈良県は許可されているということですので、そもそもの考え方というのが少し違うのかなというふうに思います。

3年確率の水路を全て改修しないとイケないよというお考えであれば、確かに0.043という数字が根拠がないということになろうかと思いますが、水路を全て改修しないと開発ができないということではなくて、奈良県の基準に応じて調整池を造って、開発地からの流出量を調整するというので一定の安全を担保するというのが開発基準であったかなというふうに思いますし、そのように県からも説明を受けておりますので、須藤議員が納得するお考え、答弁ができるかというのと、それをしようとする、開発を中止するというような答弁でしかないのかも分かりませんが、ちょっと……。

○ 2 番

いや、私はそんな……。

○ 議 長

須藤議員、不規則発言やめてください。須藤議員、答弁を聞きます。

○都市建設課参事

0.043ということについて、何か法令とか県基準で、この数字そのものを何か規定しているということではありません。先ほど来説明しているとおりでございますので、以上です。

○議長

須藤議員。

○2番

私ね、考えで言ってるんじゃないんです。具体的な数字で言ってるんです。それも全部町の資料なんです。もうね、あんまりね、参事、ああいう答弁を繰り返すんで、とてもやないですけど、私、納得ができません。県の指導も無視し、林野庁の指導も無視してね、0.043、勝手に独り歩きしてますよ。

私、町長ね、これ、町長にお聞きしたいけど、去年の12月に町は内外エンジニアリングに120万円ほどの費用をかけて調査をさしてますよね。その結果が全く生かされてないですよ。何のために貴重な町の費用を使って調査した。去年の12月議会に出てきた初めの資料、間違いだったんですよ、完全に。我々が指摘して、平方キロとヘクタール間違うとるということで修正をして、大慌てして出してきた資料。それも費用をかけてね、貴重な住民の税金から。費用をかけてつくった資料、一切生かされてないです。この資料5の10の表、K-①の能力、0.770です。一方はこれ、業者が出してきた数字ですよ。知らんはずはないでしょう、この数字。4.28。工事施工中の防災措置という形で申請図書にも入ってる書類です。その中にK-①には4.28出てくるんだと。そんなね、はっきりしてる、これ、考えじゃないですよ。私、別に勝手に解釈してるんじゃないよ。この数字を引っ張ってきて聞いているだけです。全部これ、町から頂いた資料ですよ。これで町長、120万円使ってね、全く無駄になったんじゃないですか。お答えください。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

そもそも町が内外エンジニアリングに委託して河川について検証するというのは、事業者が県に出した河川の測量結果というものが信用できない、当初、偽装をしたやないかと。その上で勾配180パーミルというような当初出してきたものが全く偽装じゃないかという話になって、いや、それじゃいかんということで、事業者が測量をし直したと。それを、奈良県も測量し直した結果を検査したと。けども、そもそも業者の偽装を見破られなかった奈良県が再度、

事業者が測量し直したことを丸々信用できるんかと。平群町でも検証するべきじゃないかという話になって、事業者が提出した測量結果をさらに平群町でも検証したということがこの調査なんです。

だから、検証するということが目的でもありましたから、検証できた。これが成果であった。後々、これに基づいて、例えば、さらにネックポイントというか、狭いところというのは数値上出てますし、例えば雨が降ったときに危険だと思われるところについて改修するための一つの資料にもなるか。それは今後の話。だから、そもそもは事業者の測量結果を本当にそれで間違いなのかということ調べるためのものであったということです。

○議長

須藤君。答弁としても同じことを繰り返しているわけでもない、それなりに答弁をしていると私は感じていますので、それは理解をお願いします。

それと、申合せの1時間がもうそろそろ超えておりますので、平行線になっている感もございます。理事者側としても、0.043については法的な決まりがないということで再三もう答弁をしている状況なので、須藤議員の思いとちょっと平行線になってしまっていますが、時間の申合せがありますので、そろそろまとめに入っていきますよう、よろしくをお願いします。

○2番

分かりました。非常に残念で、明確に全然答えていただけない。実はね、この件というのは住民の訴訟が2件、今、出されてます。近々、開発許可についてはですね、執行停止が出る可能性があるというふうな今、状況なんですね。もし、執行停止が出てですね、もしくは出なくても工事現場の状況はああいいう状態なんです。それで、今できている調整池、沈砂池等の容量というのはもう既に施工もされて決まってる状態なんですね。そこから出てくる水は4.28だよという数字になってるんです。執行が停止されたとしても、このまま工事が続行されたとしても危険性が継続するんです。それに対して下流の流下能力がないんですよということを私、具体的に聞いてるんですよ。

その資料が去年12月に町がお金を使って出された5の10の資料なんです。もう一度言いますが、K-①は0.770しかないんです。このときの比流量が0.035だったと思います。それを0.043に上げましたというふうに聞いてます。それを計算すると0.13、1.3ぐらいですか、という数字になると。それに対して出てくる量が4.28だから危険でしょうと、具体的に危険でしょうということを繰り返しお聞きしてるのに、これについて一切答えていただけないので、これについては、申し訳ないですが、今、申し上げた点、私の考えじゃないです。全部資料に基づいて聞いてます。これについて

は、もう時間がオーバーしてるということで文書でお出ししていただけませんか、根拠を。これ、ちょっと、もし必要であれば議運のほうででも協議いただけたらと思います。私からの要望です。

最後に、町長ですね、何回かお聞きしてるんですが、本当にこれで安全なのか、そういうふう判断されてるのか、それとも見直す必要があるのか。この点だけ、ぜひ考え方、お聞きしたいと思います。もうこれ最後の質問で終わります。

○議 長

須藤議員。最後の質問がちょっと分かってないので、もう一度だけお願いします。最後のところ。

○2 番

去年の選挙の際に町長が出されたビラ、ここ、あるんですね、お出しした…

…。

○議 長

簡潔にお願いします。

○2 番

はい。この中で事業地から下流水路への安全性が一番重要やというふうに書かれてるんです。県と協力して安全にやるんだと。ただし、私、今言ったように、下流河川があふれますやんかと。それで本当に安全と言えるんですかということをお聞きしてるんです。必要であれば調査をしたいと。もうそれ、必要ないと、安全だというんなら安全だとお答えいただけたらと思います。

○議 長

西脇町長。

○町 長

それでは、須藤議員さんの質問にお答えさせていただきます。

やはり住民さんが一番心配されてるとするのは、災害が起こらないかということが一番心配されてると思います。町といたしましても、住民の安心と安全を守る立場から、再度、県のほうに確認させていただき、県と連携を図りながら現場の安全性を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

須藤君。終わってください、自分で。

○2 番

じゃ、質問を終わります。

○議 長

それでは、須藤君の一般質問を終わります。

10時25分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時11分)

再 開 (午前10時25分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号2番、議席番号6番、稲月君の質問を許可いたします。稲月君。

○6 番

皆さん、おはようございます。議席番号6番、稲月敏子です。先般、4点において質問を出させていただいております。どうか明快なる御答弁、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、大きく1点目、クビアカツヤカミキリ被害対策についてです。

ソメイヨシノを中心にし、バラ科の植物、桜や桃、梅や柿など、こういった樹木に産卵をし、幼虫が樹内で木の内部を食い荒らし、樹木を弱らせ、枯らしてしまう。こういった特定外来生物クビアカツヤカミキリ、以下クビアカと申します。これは2012年に国内で初めて愛知県で生息が発見をされ、その後、各地に被害が拡大をしております。

奈良県では、2019年、令和元年に確認をされ、平群町では2022年、昨年には15本、本年9月15日現在で19本というふうに県は発表をしております。しかし、町内の公園や街路帯、川沿い、民地においても被害木、フラスが出ている、そういった桜の木が目についてまいります。

クビアカは強力な原因、これは強力な天敵がまずないということ、それから、遠くまで飛んでいくことができる。また、一度に1,000個以上の産卵をする個体も中にはある。こういった繁殖力の強い昆虫であると言われております。

そこから、1点目、クビアカ被害から桜の木を守る意義、これについてお伺いします。3点については私が考えた意義なんです、それ以外にもあると思えますし、行政のほうとしてのお考えを聞きます。

ア、春に咲きそろそろ桜の花を守ることは、それぞれ地域のコミュニケーションを深める糧になっております。日本の美しい風景の保存、そして文化、観光資源、これを守る、こういうことにつながっていくと考えます。

イ、本町の主産業である農業、その中でも花卉栽培、このハナモモ、ケイオウザクラ、ボタンザクラなどに被害を拡大をさせていかないこと。和歌山県ではもう既に桃への、これは食べる桃ですが、被害が大変大きいと聞いております。

ウ、台風等で被害木の倒木、この危険性を生まないことなどが考えられます。これらの点からも対策を強化することが大切です。そのことを求めたいと思います。

(2) その現状と対策の具体化について、お尋ねします。

1、被害木の把握はどのように実施をされているのか。

2、直近の被害状況、地域や公園、街路帯などの状況。

3、駆除及び対応の現状と予定。

4、住民への周知の実態と計画。

5、桜並木を保持するために伐採後の植樹などについてのお考え。

6、公園、街路、各公営施設、今後は農地へと広がっていかないように点検強化の必要性があります。各課連携が大変重要となってまいります。この担当所轄課が9月に変更されました。それ以後、円滑にこの運用が進んでいるのか、その点、お聞きしたいと思います。

大きく2点目、町道沿いの山林保全について。

本年6月2日、台風2号と梅雨前線による大雨で、平群町でも1時間雨量最大27ミリ、累加雨量154ミリが観測をされ、農地ののり面崩壊などが起こりました。その中には福貴畑の西庄と高峯間をつなぐ町道、こののり面の崩壊と倒木で町道通行止めが3週間となってしまいました。のり面崩壊、倒木は民地内で発生、道路の復旧は町の責任で施工されるべきものでありますが、のり面、倒木処理は民地所有者責任ということで、大変整備が遅れたのが現実です。

そこで、ア、町として復旧責任を果たすという点では、今回のこの道路についてはどうだったのか。

イ、山間地の道路の安全確保は森林の保全とは表裏一体のものであり、町として保全に努める必要があると考えますが、いかがでしょうか。これについては、森林環境税の基金の活用などを考えてみてはどうかと考えます。

大きく3点目、町道歩道のバリアフリー化改修について。

若葉台住宅内歩道は車道面から高さ20センチもあり、足の悪い人や高齢者は上るだけでも一苦労します。人の手を借りなければならないのが現状です。また、歩道が車道を挟んで存在する場合、切れ目が滑らかでないため、車椅子やベビーカーは歩道を通行することができません。その上、歩道の幅は1メートル20センチ、路面が劣化をし、バラスが露出をし、がたがたになっている

ので、ほとんどの方は車道を歩いておられます。これは大変危険でもあり、交通事故の原因になります。

令和4年3月にも質問をさせていただきました。令和4年度に緑ヶ丘の住宅地内の工事終了後、引き続き実施という答弁がございました。しかし、緑ヶ丘は令和5年現在も進行中であり、もう僅かで終了するという時点に来ていると認識をしておりますが、若葉台歩道のバリアフリー化工事の実施の見通しをお聞かせください。

4点目、平和啓発事業推進について。

世界の情勢を見る中、核兵器も戦争もない世界の実現に向けて、私たちにもできることを考え、実践をしていくことが今こそ求められているのではないのでしょうか。

①被爆アオギリ2世の植栽について。

1945年8月6日に広島で被爆をし、一旦枯れたかのように思われたアオギリが力強く芽吹き、全国にアオギリ2世として広がり、「戦争も核兵器もない世界を」と無言で訴え続けています。平群町にも植栽をし、非核平和宣言の町のシンボルとして、町民と共に育てていくことは今だからこそ重要になっているのではないのでしょうか。

これまでの私の質問の中で「植栽場所を検討していく」との答弁があったと記憶をしております。しかし、先日、住民団体から提出をされた同様の要望に対して、「木が大きくなるので、植栽に適した公的な場所がない」という、こういった回答をされております。これは植栽できないということと考えますが、なぜこのようになるのか、検討の経過をお伺いをいたします。建設予定の新庁舎や吉新内の2か所の公園予定地など、植栽可能な場所はほかにもたくさんあります。ぜひとも植栽をしていただくよう、強く求めます。

②令和4年3月議会一般質問で、平和啓発に関する情報を町のホームページに常時掲載をしていただくよう質問をし、掲載をするという旨の答弁をいただきましたが、いまだこれは見当たりません。1年以上を経過していますが、どのような状況になっているのか、お尋ねをいたします。

以上、4点にわたっての質問です。よろしく願いをいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、稲月議員の大きい1点目のクビアカツヤカミキリ被害対策についてお答えいたします。

1番目のクビアカツヤカミキリ被害から桜木を守る意義として、対策強化に

ついでのお尋ねですが、景観の保全、産業保護、安全の確保からも被害防止は必要なものであると考えております。

2番目の小さな1点目ですが、被害木の把握は住民からの通報が主な把握手段となります。町の職員においても、他の用務ではありますが、パトロール巡回時に発見する場合もございます。

小さい2点目、3点目については併せてお答えさせていただきます。

今日まで町として被害確認し、対応しているものは下垣内の河川敷に植えられている桜で、令和2年度は4本、令和4年度は1本を確認し、県の職員の方に指導いただき、共同で対処いたしました。このときは、殺虫のための薬剤注入と飛散防止のネットを巻いて対策を行い、周辺の桜へも一部、薬剤注入を行いました。

本年度では7月に若葉台で集会所とその付近、ころころ公園、青空公園で確認し、薬剤散布や注入を行いました。8月には上庄の歩道で桜4本の被害を確認しましたが、既に枯れている状態で、倒木のおそれがあり、伐採をいたしました。11月には、椿台の公園、プリズム前の桜並木でも確認をしており、それぞれ、薬剤散布や薬剤注入などで対処する予定としております。

次に、4点目の周知についてですが、町のホームページで注意喚起を行っておりますが、クビアカツヤカミキリによる被害木の発生は続いておりますので、適時、町の広報等で周知啓発を行ってまいります。

続いて、5点目の桜の伐採後の植樹についてですが、地元等の意向を確認していきながら、対応していきたいと考えております。

最後、6点目ですが、総合的な窓口は住民生活課が担当します。ただし、公園、街路、各公営施設、農地等、被害木のある場所で担当所管がありますので、初期対応は住民生活課が行いますが、その後の処理や駆除の活動については各担当課と協議の上、対応してまいりたいと考えております。今後も引き続き、関係各課と協力、連携し、被害防止に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

稲月君。

○6 番

御答弁ありがとうございます。まずは繁殖を抑えていく、被害を防止をしていくことの意義については、ほぼ同様の考えであるというふうに思います。そこではその意義をしっかりと押さえながら、対策を講じていただきたいというふうに思います。

具体的なところですね、被害木の実態ですが、随分変わってきてると思うん

ですよね。私、昨日も見に行きました。下垣内のすごい立派な並木、あの古い木は全て被害に遭っています。16本を私の目で確認をしています。それはフラスがたくさん出てるということですね、目印はね。それで、もう全部やられてるということで、もう一度確認をしてください。

確かに3本ほどですか、防虫ネット、成虫が羽化して外へ出てこないように巻いてくれてはるんですが、あれはあんまり役に立たへんのかなと疑問を持つようなネットですよ。どこを見ても非常にあれ、十分に巻くということは無理やなというふうな感じもいたしますので、それはもっと研究してください。県のほうの指導も仰ぎながら研究をしていただきたいというふうに思います。

まだ公共施設にもあります、被害木。発見しました。中学校でも、中には入ってないんです、中学校の中は見えてないんですけど、外の駐車場のとこ、ありますね、正門前の。あそこで1本確実にこれ、被害を受けてます。

それから水道部、これはたくさんあります。知ってはるかなと思ってたんですが、まだ確認してないようですね、これ。これも昨日、見に行ったんですが、6本ぐらいありました。1本についてはかなり古い木で、外に面したところなんでね、それはもう既に伐採をされています。しかしながら、伐採しても根っこ、これぐらいのところで切ってるから下が残ってます。それがもうとことん枯れてます。しかし、そこに穴を空けて、多分、ふ卵をしたんだと思います。フラスが若干出ています。これを残しておく、それが原因で増えることがあるというふうに、ネット上ですが、そういったことの記述をされてる情報もありますのでね、これについてはもう必要ないものなんで、完全に撤去していただく。虫がつかない、出ていかないというふうな処理をしていかなければ何ならないというふうに思いますので、その点、お願いをしたいと思います。

ほんで、この公共施設の現状なんかもう一度報告、私が見た点ではそんな感じで、小学校にもあるんじゃないかというふうに思うんですけど、小学校は行ってへんのでよく分かんないんですけど、その辺お願いをしたいので、もう一度御答弁いただきたいというふうに思ってます。

それとですね、あと、発見、それから、これについては町の職員だけで発見するのは非常に難しい。そんな時間ありませんしね。住民にもっときちっと周知をしてほしい。特に私が思うのには5月から8月、この時期にはほぼ成虫になって羽化をする時期なんですよ。2年から3年樹内において、それから幼虫は羽化して外へ成虫として出てくるわけですね。その時期、それがもう既に来年にはその時期が来るのではないかと。これは想像ですよ。いつ卵を産んだのか、そんな書いてないし、分かれへんわけね。

ただ、若葉台で成虫を発見されてるわけですよ。今年の7月か8月か、夏場

に自治会長の奥さんが見つけて、踏んで殺したというふうにおっしゃってました。既に成虫が出てるということも発見をされてますのでね、この成虫を飛ばしてしまうと大変なことになるんで。かといって1匹残らずやっつけるというふうにもいかないというふうに思うんでね、ぜひとも成虫になる時期、この時期にはいろんな目、多くの住民の目で監視をする。特に被害木のあるところ、きちんと把握をし、その周辺と子どもたちも含めてね、学校でもぜひ指導してほしい。そして、被害の拡散を少しでも防いでいくというふうな方向に頑張ってもらいたいというふうに思ってます。

何しろ私が一番心配なのは、この意義のところに書いております、イですね、1のイの主産業である花卉栽培。菊は大丈夫です。しかしながら、春にはハナモモの収穫、たくさんの桃の枝をおひな様の時期に出荷をされますのでね、そういったところに被害が拡大をしない。これをぜひとも防いでほしいんです。もう、これにも書いてますけども、和歌山では桃が大変大きな被害を受けてるというふうに聞いておりますのでね。ハナモモも同じです。ただ、ハナモモの木は随分古くなってますけども、小さい木やからどうなのか。まだ被害の状況というのが私には分からないんですけども、これもちょっともう一度、花卉のほう、花卉栽培をされてる桃なんかの被害状況。それと農業を営まれてる方たちへの周知も徹底してもらいたいというふうに考えます。

以上ですが、再質問としてお願いします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

今、稲月議員から被害木の新たな報告と申しますか、お知らせいただきました。こちらにつきましては、公共施設等も含めて確認させていただいて、対応してまいりたいと。

稲月議員おっしゃっていただきました周知についてですけれども、そのみを発見しにいくというのは非常に難しいんですけれども、住民に頼る部分が非常に大きい、土地の所有者も含めてですけれども、これらについては周知を今後も徹底する中で被害木を阻止していきたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長

花卉。住民福祉部長。

○住民福祉部長

花木の被害状況です。こちらについては、確認は今のところ、できておりません。ただ、生活に直結するようなことですので、今後、農業者には改めて周知するなり対応していきたいと考えます。

以上です。

○議 長

稲月君。

○6 番

ありがとうございます。ぜひともね、公共施設など、庁内でできること、まず徹底してやってもらいたいというふうに思います。

周知についてですけれども、住民に頼るところが大きい、これはもう現状なんでね、それをどうしていくかというのをもっと考えていただきたいなというふうに思います。

一つ提案ですが、被害木で一定処理、薬の注入とかね、された被害木なんかこういう掲示をするようなものを、どんな虫で、どういう被害があって、どのように発見したらしてほしいかというのを書いて木に貼るというようなこと、それをやっていくと目につきますのでね。今、歩いておられる方たくさんおられます。その人たちが少しでも目につき、対応していただければ非常にありがたい話で、そういうことを大いに期待をしたいというふうに思いますし、その辺の対応をぜひとも取っていただきたいなというふうに思います。

それと、もう1点は学校の児童・生徒の方にも羽化する時期ね、特に出くるときに捕らえてもらうというね、そういう作業、それを子どもたちにも協力してもらおう。奈良県とか全国的にはそういう捜索隊みたいなね、組織するようなこともやられてたりとかね、懸賞金を出すとかね、子ども会とか団体にね、20匹以上やったかな、捕ったら500円とかね、そういったものを出すような要綱もつくってやっておられる自治体もあります。そのままねせえとは言いませんけれども、いろいろ検討していただいて、子どもたちへの周知もぜひしていただきたい。ホームページに載せたからといってね、全部それでオーケーではありませんのでね、その辺の具体化をしていただきたいなというふうに思いますので、ぜひ今言った点については、おいおい私も見つけたら報告に参りますし、今まで見つけたところの詳しい報告書を持ってまいりますので、その点も参考にしながら対応をきめ細かく、ぜひとも、忙しいですけど、やっていただきたいというふうに思いまして、1点目はこれで結構です。

○議 長

事業部長。

○事業部長

続いて、稲月議員御質問の2項目めです。町道沿いの山林保全についてお答えいたします。

まず、ア、町道の復旧責任についてですが、台風2号と梅雨前線豪雨の影響により、町内の道路においても土砂崩壊、路肩の崩壊など7路線が被災し、そのうち5路線において通行止めが発生しました。

御指摘の福貴畑の道路は、平群町が管理する西福貴畑26号線であり、6月2日に隣接地の樹木が道路側に傾いた状態であり、倒木の危険性があることから、約150メートルの区間について、迂回路も確保できることから、通行止めの措置を行いました。

その後、樹木の管理者である土地所有者と協議を行った結果、地権者が倒木の処理を行うということになり、3週間後の6月24日に地権者が倒木処理等を完了し、通行止めの解除をしております。

今回のような件につきましては、通行止めの期間や迂回路の周知など、地元自治会や関係者に十分な説明をしております。

イの山間地道路の安全確保についてお答えいたします。

山間地の道路に隣接する樹木等の維持管理については、土地所有者や管理者の責任において行われることが本来であると認識しておりますが、道路の安全管理上、または災害等によって発生した倒木等により、通行に著しく支障を来す場合など、緊急を要する場合は道路管理者の判断で伐採、除去等を行っているケースもございます。

また、町内の山間部等の8自治会においては、毎年、集落内の生活道路の雑草木等の除去に係る費用の一部を町が助成し、各自治会で道路の維持管理に御協力いただいているところです。

安全で安心できる道路交通の確保は道路管理者の責務であると認識しており、月2回実施している道路パトロール時には支障木や危険木等にも細心の注意を払いながら確認しております。

なお、議員御提案の森林環境整備促進基金は現在、町内の民有林において森林整備のために活用しております。

以上でございます。

○議 長

稲月君。

○6 番

ありがとうございます。事実経過はそういう、今おっしゃっていただいたように私も認識をしております。しかし、とにかく3週間もかかる、3週間も迂回路を通らなあかん。迂回路もすぐそばにあるんならいいんですけども、随分

下まで行って、ぐるーっと回ってこなあかんというね、大変な遠距離の迂回路でありますし、住民にとっては大変大きな不便を強いられたということで、こういうことについての町の責任というのを非常に大きく感じるということで、私は意見を伺っております。

今ね、山間地通ってたら、もう今にも倒れそうな、これは大雨降ったらすぐ倒れるでというような木が道路の側、それはみんな民有地やと思うんですけどね、あるんですけども、だけども、倒れたら絶対公道に倒れるんやからね、早く対応していく。前もって予防策を取るということも含めてね、やっていかなければならないのではないか。こういった山間地が多くある平群町なんかで言えばね、非常に重要な事業の一つやないかというふうに思っております。

そこで、基金ですね。森林環境税の基金などを利用してほしいという、これも地域での要望でもあります。もっと力を入れて、その辺の整備ができるように、民間に全て任せられたら大変やというふうにおっしゃっておりますし、實際上、そこに提供してきはったという経過もありますしね。その辺では皆さんの生活を守っていく点でね、ぜひとも実施をしてほしい。もうちょっと強化をしてほしいというふうに思われます。

森林環境税の使い方ですが、今、信貴山城とかの整備、それからナラ枯れ対策ですかね、使われてるというふうに、この間のいろいろ予算の議会などでも聞いておりますが、ということは承知をしているところですけども、もうちょっと広げていただきたい。みんなが税金払ってるんやからね、町民の日常生活を守るという点からもこういった道路沿いの整備、森林整備についても使えるような方策、これを検討いただけないかなというふうに思うんですが、その点ではいかがでしょうか。

○議長

事業部長。

○事業部長

御質問は森林環境税、基金に積み立てておりますけども、その基金の使い方の検討ということでよろしいでしょうか。

森林環境税の用途ですけども、今、議員がおっしゃっていただきましたように、この基金については竹林整備とか、例えば信貴山城址、椿井城址の森林整備、危険木の伐採、またナラ枯れの被害防止事業等に活用しております。この基金の使い方をさらに検討してはどうかというような御質問です。

この基金については、毎年、県のほうから平群町のほうに譲与されるという形で入ってきておりますが、ただ、額的には100万円、200万円とか、そんなに大きな金額ではございませんので、この基金の使い道については現状ど

おり、竹林整備、森林整備とそのような形で対応していくのがいいかなと思っております。

議員おっしゃっておられますように、特に山間地の倒木等、今にも倒れそうな木への対応ですけども、この部分についてはですね、毎年度、必要な道路予算を確保しておりますので、その辺についてはもう道路予算のほうで対応していきたい、そのように思っております。

○議長

稲月君。

○6番

森林環境税ですか、この辺については国のほうも、森林の多いところ、ここが多いというふうになるのかどうかは知りませんが、今は人口比ですよ。だから都市部なんかで森林なくてもたくさんもらってはと思うんですけども、それを検討していくというようなことも国のほうでもされてるようなニュースを聞きました。その辺では今後、額が少しぐらいは増えてくるかというふうにも思います。やっぱり、こういった整備をする費用にも充てていただくよう、さらに検討していただきたいというふうに思います。

ほんで、もう一つは、今にも倒れそうな木等についてはパトロールなんかで発見をされたり、住民の通報によりね、これは非常に危険やというふうな通報がある中でね、やっぱり道路の予算のほうでもちゃんと整備をしていくというふうなことを考えていただいているということなんで、それは強化をしていただくようお願いをして、この件はこれで結構です。

○議長

事業部長。

○事業部長

続いて、御質問の3項目めです。町道歩道のバリアフリー化推進についてお答えいたします。

本件につきましては、平成28年6月議会で議員より御質問をいただき、当時の答弁として、「現在、緑ヶ丘地区内の歩道バリアフリー化を国の補助メニューを活用しながら計画的に実施し、引き続き、中央北循環路線、緑ヶ丘・椿台から若葉台ですが、その歩道改修を計画している」とお答えしております。

現状につきましては、中央北循環路線、緑ヶ丘から槻原地内の約140メートルの区間の歩道改修を行っており、今年度で緑ヶ丘地区の歩道改修工事が完了する予定となっております。

議員御質問の若葉台地区については中央北循環路線、これは大和観光交通から若葉大橋までの約1キロや、若葉台2号線・3号線、これは平群中学校北側

から若葉台歩道橋がある交差点までの約600メートルです。これは特に歩道のバリアフリー化の必要性は高く、地域のニーズも高いと認識しております。

しかし、これらの整備は大規模な道路事業となりますので、時間や費用もかかるため、町としましては、既に測量設計業務や一部区間で歩道改修が完了している福貴地区の東福貴54号線、これは旧の中央公民館跡地から北へ平群大橋までの残りの約200メートルの区間の歩道改修をやりたいと思っております。この改修が完了次第、若葉台地区について有効な国の補助メニューを活用しながら、地域の意見を十分にお聞きして、計画的に実施してまいりたいとこのように考えております。

以上です。

○議 長

稲月君。

○6 番

がっかりという御答弁でありました。来年度は要するに予算はつけてないということですよ。つけないということですよ。というふうに私は聞こえましたが、今後、有効な補助メニューを探して、予算化をしていくということであって、遠い将来の話というふうに受け止めたんですが、もうちょっと具体的な話を聞かしてもらいたい。でないと若葉台の住民はもうほとんどの人は高齢化しておりますのでね。高齢化率もう40%以上やと思うんですよ。非常に歩きにくくなって、交通事故も起こってもおかしくないというふうな状況です。

御存じでしょうかね。古い法律の下でつくられてるんで、歩道があって、もう一つこっちに歩道がある。その間には車道がある。その段差については斜面、斜めに切っていないわけですよ。がたんと20センチの段差そのままになってるから、車椅子でなんか絶対通れない状況なんですよ。もうそんなものをずっと放置していいのかということら辺ね、十分考えてほしい。もう本当に上るの大変なんです。もうつえついで「よっこいしょ」と掛け声かけても上れないので、そばについてた人が手伝うというような状況に現在なってるわけですよ。そういうことを放置をしているという現状は許せないと私は思っております。

今から有効な補助メニューを探してなんていうことをおっしゃられると本当にもう残念で残念でなりません。来年度はやりますと、一部、何メートルでもやりますという、多分、答弁がいただけると私は思って、ここでこの質問を出させていただいたのでね、大変ショックを受けてる状態なんですけども、もうちょっと具体的なところを教えてください。

○議 長

事業部長。

○事業部長

お答えさせていただきます。

議員が御質問されている若葉台地区内の歩道改修、今の御質問では何か遠い将来になるよというようなことで今、おっしゃっておられましたけども、町としましては、令和5年度で、今、緑ヶ丘地区において中央北循環路線をやっております。これは5年度内に完了する予定でございます。6年度については、今、予算要望を行っておりますが、東福貴54号線ですね、旧の中央公民館から北の平群大橋に向けての約200メートルの区間、これを先に完了させてから、次に若葉台の幹線道路とかの工事に着手すると、そのようなことで考えております。

まず、大きな町の歩道の整備の方針なんですけども、まずは現在工事に着手しているところや、測量設計業務の終わっている幹線道路からバリアフリー化を進めていくと、そのような方針でございます。

議員おっしゃった若葉台住宅地内の歩道ですね、私も直接現地を確認させていただいております、当然歩道の幅が1.5メートルと非常に狭いところ、狭い歩道でもありますし、歩道と車道に段差があると。そういうことによって車椅子とか、車椅子はちょっと通れないと思いますけども、歩くのにちょっと都合が悪いとかそういうようなこともあるかと思っております。そのような歩道の段差とか、舗装の状態がよくないと、そういうようなところは町も把握しているところでありまして、また、住民の方からですね、ちょっと危ないよというような御要望もありましたら、町においてですね、安全管理上必要な箇所については補修や修繕で対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長

稲月君。

○6番

補修でやれるような状況ではない。そら、よっぽど穴が、陥没をしてるとかね、凸凹、歩道上の路面が今、もうどこともバラスが突出してきてますよね。普通に歩けない。それでまず、つまりくというね、そんな危険があるから下を歩きはるんです、車道を。そんなんはあるんですけど、それをやろうと思えば全面改修せえへんかったらこれは不可能です。

ほんで、今おっしゃられた元中央公民館の前というのは川沿いのことですね。竜田川沿いのファーマーズマーケットのほうへ行く交差点までの間、あそこをまず、あそこもやってもらわなあかんと思うんです。そやけど、それで1年間

かけるわけですか。だから、来年度、令和6年度については若葉台は一切なしということでもいいんですか。それ、その次になるということですか。7年度には予算をつけていただく方向で誠意、御努力をいただくということで理解したらいいんですかね。そこんともう一度よろしく。

○議長

事業部長。

○事業部長

歩道の整備方針としては先ほどお答えさせていただいたところがございます。町がどういう順番で歩道を改修していくんだというようなことについては、まずは旧の中央公民館前の道路ですね。残っている約200メートルの区間について、それを先に整備していくと。その後に若葉台地内の中央北循環路線についてもやっていくと、そういうようなことがございます。

先ほどから議員がおっしゃっている若葉台地内の歩道の悪い部分とかあります。それについてはね、新たなメニューということではなくて、今現在でも歩道改修の補助メニューがあります。それらを十分に活用しながらやっていくということで答弁申し上げたところがございます。若葉台地内の生活道路の安全上必要、安全上危険であると、そのように判断する場合についてはですね、毎年度、予算計上している道路の維持補修予算で随時対応してまいります。

○議長

稲月君。

○6番

もう一度お聞きしますけれども、若葉台の改修については新たな補助メニューを探すというわけではなく、今ある道路整備の予算内で維持、補修、改善、これをしていくということでもいいんですかね。

○議長

事業部長。

○事業部長

ちょっと整理して答弁させていただきます。幹線道路の改修については今も現在活用している国の補助メニューを使ってやるということでございます。団地内ですね、小規模ということじゃないんですけども、比較的舗装の表面だけがざらざらしているとか、段差があるとかそういうものについてはですね、町が毎年度確保している道路予算の範囲でさせていただくと、そういうことでございます。

○議長

稲月君。

○ 6 番

幹線道路というのは、何号線というのかな、今さっきおっしゃったように、2本ですね。こうなってるやつって、一番下というか、一番東側の道路と大和観光の前を通っていく道路。それと、その間にあるバス道路。両方とも2路線ありますよね、こう分かれてる。この二つについては幹線道路ということで理解をしたらいいんですね。その点については今後の新たな国の補助メニューを使って改修をすると。それについては来年度にはできないということですよ。という理解をしていいんですね。

もう本当に待ち望んでるわけですよ。だから、もう本当がっかりですね。来年度、ちょっとはしてもらえるんか思うてたのが期待外れで。だから、それはもう絶対どんなことがあってもやっていただきたいというふうに思いますし、具体的な計画についても教えてほしいし、どうしていくのかという計画をきちっと立てていただいて、住民が通行しやすい、どんな人たちも、全ての人たちが歩ける道路、そんなもん当たり前ですよ、そのことを徹底して、やっぱりやっていただくということで、お願いをするしか、今、ないですよ、もう。これについては、もうこれ以上言っても前に進みませんので、必ず来年度、再来年度の計画を立てていただきたい。そこには入れていただきたいし、実現をしていただきたいということでお願いをして、この件についてはこれで終了します。

次、よろしく。

○ 議 長

総務部長。

○ 総務部長

それでは、稲月議員の4項目めの平和啓発事業推進についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の被爆アオギリ2世の植栽場所の検討経過についてです。

議員御提案の被爆アオギリ2世の植樹については、令和4年3月議会で、植樹できるスペースの有無や景観も含めて調査、検証すると答弁を行いました。その後、以前に議員より御提案のあった駅前ロータリーなどの人目に触れる場所などを中心に、植樹場所について検討を行いました。町の主要な施設の敷地には植樹できるような適地が見当たらない状況でございます。また、議員御提案の新庁舎建設予定地や吉新地内の公園についても植樹の場所としては難しいと考えております。

次に、2点目の平和啓発に関する情報をホームページに常時掲載をについて。

まず、平和啓発に関する例年の行事等の情報については随時ホームページに

一定期間掲載をしており、周知を図っております。また、議員御質問の平和啓発に関する情報については、大変遅くなりましたが、ホームページに新たに項目を設けまして、常時掲載してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議 長

稲月君。

○6 番

もうがっかりすることばかりで、寝込んでしまいそうです。アオギリ2世についての植樹の件なんです。今ね、駅前とか文化センター前、一番最初はここに植樹をしてほしいという要望を確かに出させていただいて、お願いをしてたわけですがけれども、これはもう既に出来上がってきてる状況の中で無理やり入れるというのはかなり無理もあるかなというふうに思いましたから、今度はそれ以外のところ、これから建設をされる、造ろうとしてる、まだ未整備の土地ですよ、そこにやったらできるん違うのという考えの下で、私たちは今回、提案をさせてもらったわけです。それすら無理やというふうにおっしゃる根拠、それを明確に示してください。

新しい庁舎を造られる。何年後か分かりませんが、早い時期に、5年以内にせなあかんということではお聞きしてますしね。そのときにどこかにその場所を、そんなにべらぼうなスペースが要るわけではありません、取れるわけですよ。それとか、公園、今の庁舎の裏側の公園もまだ何にどう使うかも何にも決まってないわけでしょ。そこの一部を植栽をするということですね、スペースを一定部分取ればいい話です。

それと、もう1個私が考えるには文化センターの裏側、吉新の、これも公園用地ですよ。今、行事があるとあそこには駐車場になっています。けども、慰霊塔がありますよね、戦没者の方のね。そんなこともありますしね、その一部分に予定をして囲いをするなり何なりをして、確保すればいい話であってね、なぜ絶対取れないというふうに、検討の結果がそうなるのか、全くもって理解ができません。その検討の経過、もう少し詳しく教えてください。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、ただいまの再質問にお答えいたします。未整備の場所を提案いただきました。この提案いただいたところについて難しいということで回答させていただいたんですが、その根拠ということでございます。

新庁舎の建設予定地ということで、敷地自体はもうかなり狭くて、できるよ

うな状態ではございません。ただ、今後、新庁舎建設に伴いましてさらに駐車場等が少なくなってくるので、文化センターの新庁舎予定地では難しいと考えております。

あと、公園予定地、1号公園ですね、総合文化センター北側の公園ということでございます。これにつきましてはアオギリがかなり高木になるので、横に鉄道があります。万一のことを考えると、影響を考える必要があるので、あっこは難しいと考えてます。

あと、2号公園、役場の南側の公園でございます。あっこには雨水対策の調整池が全面に、全部埋設のほうされていますので、できないという状況になっています。

以上でございます。

○議長

長
稲月君。

○6番

時間も迫ってまいりましたので簡単にしたいと思いますけれども、新庁舎の予定地が狭いということで、そんな余裕はないんやと。一体どんな大きな大木になるまでほっとくつもりなのかと私は不思議でなりません。剪定をすればいいじゃないですか。どんな木も皆そのままほっといたら大木になります。みんな剪定してるわけでしょう。調整をしてるわけじゃないですか。だから、それほど大きな木になるという想定をしなくともできるわけですよ。よその見に行きはったことあるんですか。

この前ね、議員研修で姫路のほう、加西市へ行きました。鶉野飛行場。これは太平洋戦争のときに特攻隊の訓練をし、そこから特攻隊員を輩出してきた、そういった飛行場だそうなんですけれども、ここにも大切に育ててはります。そんなに大きな木ではありませんでした。ほっとけば大きくなります。剪定をすればいいんです。それぐらいの手間を惜しまなくてもいいと思います。住民の手を借りればいいと思います。こういった発想がもう本当に貧弱やし、おかしいと私は思います。

今の時期、皆さん、危機感を感じてないんですか。核兵器の使用とか、核兵器を抑止力に使うというね、こんなことを許していかない。平群の町民として平和を守る、核兵器は絶対使わない、そして抑止力にも使わせない。こういった意思表示を住民と共にしっかりしていく、この大切な時期にこんなとんでもない、しょうもない答弁をされたということで私はもう本当に、この平和啓発に対しての平群町、今まで御一緒に戦争展の実施とか一生懸命力を合わせてやってきた。その当事者、私も当事者としてもね、もう本当に腹の底から怒りを

覚えるところですよ。

何ておっしゃいました、文化センターの裏の公園。鉄道に邪魔をするからね、だから、つくらない、そこへは植えられない。そんな線路のそばへ持っていかへんかったらいいわけでしょう。そんなに狭いんですか。違うでしょう。あまりにもね、もうとにかく植えないというね、それを前提にして考えてはるからこういう答弁が出てくるんやと思います。何の検討もされてない。はっきり言わせてもらいます。しっかりした具体的な検討されたらこういう答弁は私は出てこないというふうに思うんで、これについては何度もやらせてもらいます。もう一度お答えください。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、再質問にお答えいたします。

被爆アオギリにつきましては、平和を愛する心、命あるものを大切にする心ということで後世に継承するということで、植樹のほう、皆さんされております。ほんで、平群町につきましては、先ほど申しましたように場所のほうの、人のよく見えるところということを御提案いただいておりますので、そういうところを考えると今のところちょっと難しいなと考えてますので、ただ、もうこの辺の一定解決ができるような方向性が見えれば、また今後検討していきたいと考えてますので、現時点では難しいということで御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長

稲月君。

○6番

私も含めて、この要望を住民団体の皆さんが提出をされたときの答弁から考えても、住民団体としても納得できないという、多くの人たちがこれについては疑問に思いますし、納得できないという御答弁やというふうに思ってますし、これについては、再度御検討いただきたいし、全庁挙げてね、町長はどう考えてはるんですか。大変簡単な話じゃないですか。このアオギリ1本植えることで、そら戦争がなくなるわけではありません。だけど、町民がそのことを考えていく、平和な世界をつくっていくんや、命を大事にしようというね、そのシンボルにしようというね、もう本当にごく単純なことやし、やることって簡単なことじゃないですか。そのことをこんなふうに場所が選定できないというふうなことでもね、あるにもかかわらず、できないというふうにおっしゃるのは全

くもって納得のできない話でありますので、これについては再度、私は質問もさせていただきますし、御見解をただしていきたいというふうに思います。

もう時間ですので、これをもって終わりますけれども、よろしく願いいたします。

○議長

それでは、稲月君の一般質問をこれで終わります。

11時35分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時24分)

再 開 (午前11時35分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号3番、議席番号5番、山本君の質問を許可いたします。山本君。

○5番

議席番号5番、山本隆史でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただきました大きく3点について御質問させていただきます。

大きな1点目、介護保険給付費の適正化についてであります。

本町の介護保険事業は「人・心・地域 つながる福祉のまち へぐり」を基本理念とした計画に基づいて運営されており、令和6年度から第9期介護保険事業計画へ移行します。

現在、第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会で計画案を議論しているさなかですが、基本理念は継承する予定で、令和3年から本年までの第8期で見えてきた重点課題を把握し、ヤングケアラー等の家族介護者支援など、新しい取組を追加した計画を策定しなければなりません。

また、財政面では、介護保険特別会計決算の推移を見ますと、歳出では、平成30年度は約17億4,200万円、令和元年度は約18億1,700万円、令和2年度は約19億4,300万円、令和3年度では約19億8,100万円、令和4年度では約20億4,100万円と右肩上がりで上昇してまいりました。基金残高は第8期末で約2億6,000万円の、これは見込みですが、財政状況は良好だと思いますが、2025年問題を背景に超高齢化が進み、介

護ニーズの増加が予測されますので、給付費の上昇が考えられます。

今後も安定した介護保険事業を運営するためには、高齢者がより長く健康で暮らせるような施策を立てて、介護費用の増加を抑制する必要があります。そこで、4点質問いたします。

1点目、現在の町内で介護サービスを提供している施設や事業所数は何か所存在しているのでしょうか。

2点目、居宅、施設、地域密着型サービス利用者数はそれぞれ何人でしょうか。

3点目、1号被保険者数は令和3年度で7,129人、令和4年度で7,111人でしたが、給付費の年間総費用は令和3年度で約17億7,700万円、令和4年度で約18億6,300万円と、被保険者数が18人減少する中、給付費が約8,560万円増加した原因はどのように分析されていますでしょうか。

4点目、介護給付費の適正化に向けた町の取組と今後の方針はどのようにお考えでしょうか。

大きな2点目、町有バスにETC車載器の搭載を。

町有バスは、宝くじの社会貢献広報事業であるコミュニティ助成事業を活用して、平成18年に導入されました。導入後は町内自治会や社会福祉協議会等の団体の町外視察研修や学校行事にも利用されていて、とても有意義な住民サービスであると認識しています。しかし、利用者の皆様から、有料道路を利用する際、ETC車載器が搭載されていないので通行料の割引が受けられないと、御指摘を受けました。

町バスの車種区分は特大車に相当しますので、通行料は非常に高額です。今さら説明するまでもないのですが、ETCとは電子料金收受システム、エレクトロニック・トール・コレクション・システムの略称で高度道路交通システムであります。有料道路の渋滞の原因となる料金所を停止することなく、通行料金を積算できるシステムで、国土交通省が推奨しています。

実証実験を経て、町有バスの導入と同年の平成18年10月1日から運用されて、17年目になります。当初の搭載率は低迷していましたが、補助金や利用料サービス等を実施した結果、令和5年5月時点での利用率は約95%であります。利用方法はETC車載器を購入して車両に搭載の上、セットアップ、これ、車両情報を入力、をすることを行い、クレジット会社の発行するETCカードを挿入する準備が必要になります。

メリットとしましては、有料道路の料金割引や交通渋滞を回避できることがあります。デメリットとしましては、カードの装着ミスや通信不良によりゲー

トが開かず、急ブレーキをかけた結果、後続車に追突される事故も発生していますが、これはごくまれだと思います。

次に、E T C車載器の装着費用は、車載器本体はメーカーやアンテナ一体型や分離型と種類は多いのですが、市場価格平均で約2万円、取付け費用はバスクラスで約1万6,500円、セットアップ費用は約3,300円とすると総額は約3万9,800円です。

これらのことから、有料道路利用料の軽減、また、バス運転手の負担軽減も見込めることから、町有バスにE T C車載器を搭載すべきと提案しますが、町の見解をお伺いいたします。

大きな3点目、防災・減災・避難行動支援の強化について。

本町の自主防災組織は、平群町地域自主防災組織連絡協議会の会長である西脇町長を筆頭に、各自治会・大字ごとに運営されています。過去の一般質問でも取り上げましたが、結成率は89.2%で、県内でも上位であります。100%ではございません。高齢化や諸事情で結成されていない自治会・大字も存在します。

私自身も菊美台の自主防災会に所属し、定期的に防災訓練や伝達訓練を行って防災意識の向上に努めていますが、ここまで訓練していたら大丈夫という線引きはなく、継続して訓練を実施しています。また、へぐり社協だより12月号では、表紙と2ページに若葉台自主防災組織の防災訓練の様子を掲載されたことで、全住民の防災意識の向上に貢献したのではないかと思います。

防災に関する町行事としては、本年6月27日に株式会社ウエムラテック・スカイフェイス・ドローン事業部の皆様、また、陸上自衛隊の御協力を賜り、平群町地域自主防災組織連絡協議会総会が開催されました。また、11月12日にもへぐり防災フェスタが開催され、桜井市朝倉台の自主防災会をお招きして、先進的な活動報告を御紹介くださいました。

私がこれらの行事に参加して実感したことは、南海トラフ地震などの大きな被災時に本町の防災組織は自治会ごとにばらつきがなく機能するかということです。特に桜井市の防災会副会長の報告の中では、災害時支え合い支援マップという名簿を知ったときは温度差を感じました。被災時要支援者名簿よりももっと詳しく調べた特別な名簿で、個人情報保護法では生命や身体の保護に必要な場合、本人の同意がなくても個人情報を外部に提供できると定められていることから作成されたそうです。この情報を収集する際には被災時要支援者から公表しないでほしいとの御意見もあったそうですが、離れて暮らす親族にも安否の心配をかけることから公表をすることをお勧めしているそうです。

防災・減災は阪神・淡路大震災や東北大震災の経験から、自分の身を守る自

助と近隣住民と協働して自分たちの地域を守る共助が重要視されます。自助、共助は健常者であれば可能ですが、高齢者や障がい者の方々には、個々の課題も多くあります。

そこで2点質問いたします。

1、被災時要支援者名簿を自主防災会でも共有することはできないものでしょうか。

2、今年度内に開催予定の防災・減災等に関する行事があれば、御提示ください。

以上、大きく3点について質問いたします。行政側におかれましては明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山本議員の大きな1点目、1項目めの介護保険給付費の適正化について、お答えさせていただきます。

まず、1点目の町内で介護サービスを提供する施設や事業所数の御質問にお答えします。

本町に所在する介護保険施設は5施設存在し、内訳といたしましては、介護老人福祉施設、特別養護老人ホームが2施設、介護老人保健施設が1施設、特定施設が2施設存在します。また、居宅サービス系で地域密着型の施設として、グループホームが4か所存在します。ホームヘルプサービスやデイサービスなどを提供する居宅サービス事業所につきましては20事業所存在し、うち3事業所が地域密着型サービス提供事業者となっております。

次に2点目、居宅、施設、地域密着型サービスの利用者数の御質問にお答えいたします。

本年9月末現在、居宅サービス利用者は827名、施設サービス利用者は182名、地域密着型サービス利用者は167名で、うちグループホーム利用者は57名となっております。

続いて3点目、被保険者が減少する中、給付費が増加した原因についての分析についてお答えいたします。

議員御承知のように、被保険者数は減少する中、給付費は増加しています。その要因といたしまして、後期高齢者の割合が増すことにより要支援、要介護認定者数が増加傾向にあり、また併せて、サービス受給者数についても増加傾向にあることが原因であると分析しております。

次に4点目、介護給付費の適正化に向けた町の取組と今後の方針についてお

答えいたします。

本町では、介護保険を円滑に進めるための取組として、まず、要介護認定の公平、公正、正確、確実に実施するために介護認定審査会を王寺周辺広域7町で設置し、運営しております。また、給付費等のチェック強化と地域密着型サービスに対する実地指導の実施により、不適切な給付があればそれを改めさせ、サービスの質の向上並びに給付の適正化に努めております。

利用者に対しましては、介護保険に対する理解を深め、介護サービス提供事業所による不適正なサービス提供が行われていないか確認していただくため、介護給付費通知書を送付しています。

今後におきましては、介護認定のための入り口である認定調査の質の均一化、向上を目指し、課題や問題点を把握した上で、認定調査員の資質の向上に取り組んでまいりたいと考えております。また、サービス事業者への実地指導におきましても、事業所の指定権限がある県と町がともに定期的な実施や、抜き打ちでの実施も併せて行い、介護給付費の適正化に努めてまいります。制度を持続、継続的に運営していくための重要な課題であると捉え、保険者としての機能を強化し、取組を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

山本君。

○5番

今、御答弁いただきましたように、介護給付費が増加していく中で本当に必要な方が必要なサービスを受給できる、そういった介護サービス基盤の構築が本当に重要であると私は考えております。

これはちょっと余談になりますが、先日、兵庫県のある地区でですね、重度の知的障がい者への訪問介護を行ったように装って、不正に介護保険給付金をだまし取ったとして、介護保険事業を営業者が詐欺の疑いで逮捕されております。その者は過去にも同じような手口で逮捕されており、今回2回目の再逮捕ということに至りました。

このような事件が起こることで、世間からは行政側はどうしてるんだと、行政側にも適正な運営体制が取れていたのか、疑問視されています。これらのことが起こらないように、サービス事業者から過去の経験も踏まえて、適切にサービスが提供されているのか、チェック体制の構築も併せて重要と考えております。先ほど、県と協力してチェック体制を整えるということでありましたが、再度、9期に向けた町の考え方をお聞かせください。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山本議員の再質問にお答えいたします。

制度開始から23年が経過する中で現在は介護サービス基盤も着実に構築され、介護サービスが必要な方が必要なサービスを受給できる環境が整っていると認識しております。反面、介護サービス基盤の充実には保険料の上昇につながり、住民の保険料負担が増える結果ともなっております。

保険料は制度を運営していく上での大切な財源です。そこで、その大切な財源を適切に活用されているのか、介護サービス事業者から適正にサービス提供されているのか、チェック体制の充実が急務であり、保険者としての責務であると認識しているところです。

介護給付費の適正化は、受給者が真に必要なサービスを事業者がルールに従い、適切に提供するように促し、また、不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにあります。

9期に向けましては、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、持続可能な介護保険制度の構築を図るため、保険者として機能を強化し、取組を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

山本君。

○5番

先ほどから御答弁いただいております中に第9期介護保険事業計画という文言が入るんですが、これは議員としては、私と岩崎議員がその策定委員会に出席をしております。委員会の構成は有識者、そして被保険者、サービス事業者代表の方、そして保健、医療、福祉の経験を有する方、また、各関係団体の代表など、合計16名で構成されておるわけですが、そのサービスを受ける側、そして提供する側、それぞれの立場から様々な御意見、知恵を出していただき、計画の策定に取り組んでいるところであります。

行政としましても、県と、そして町がともにですね、介護保険サービスを必要とする方々に適正なサービスが提供できるよう、これ、もう十分チェック機能を持った運営をお願いしまして、この質問は終了させていただきます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、山本議員の2項目めの町有バスにETC車載器の搭載についての

御質問にお答えいたします。

有料道路でのE T Cの使用は議員お述べのように、料金所では停止することなく、通行料金の支払いが可能となり、割引についても各種利用団体の費用負担の軽減につながるものでございます。このことから町有バスE T Cの利用に伴う支払い方法等について、一定の調整は必要となりますが、E T C車載器の設置については進めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議 長

山本君。

○5 番

当然ながらですが、前向きな御答弁ありがとうございました。反対に今までなぜついていなかったかというのが非常にちょっと不思議なところもあるんですが、時代の流れとか、そのときのニーズというのがあったのではないかと思うんですが、今、御答弁いただいた中には設置時期については明確にはお述べになっていただけてませんが、これは早い時期に取り付けていただくよう、そう大きな費用はかからないと思いますので、そこはよろしく願いいたします。

続いて再質問させてもらいますが、このE T Cを使うときの先ほどのカードの件なんです、団体の方がE T Cカードを持っておられない方ばかりの団体だった場合ですね、これはサービスが受けれないということになりますが、町バス専用のE T Cカードですね、こういったものをつくることによって、バス利用団体の方から現金徴収をして相殺すると、こういうことも可能だと思うんですが、その辺は何かお考えをお持ちでしょうか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

町有バスにE T Cの車載器をつけるということで、あと、カードですね。カードにつきましては、利用されずと後日、遅れて利用が請求されるということで、年度末とかその辺の関係ですぐには対応できないということがありますので、基本的にはE T Cのカードについては、各種団体、利用者で準備できるよう、その辺は調整のほう、意見を聞きながら進めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議 長

山本君。

○5 番

そうですね。まずは利用していただいて、そこから見えてくる課題等がもしあればですね、また今後、改善していただき、とにかくよりよいサービスを提供できるようにお願い申し上げまして、この質問は終了させていただきます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、山本議員の3項目めの防災・減災・避難行動支援の強化についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の被災時要支援者名簿、避難行動要支援者名簿の自主防災会への共有についてということで、避難行動要支援者名簿は平常時から地域の自主防災組織等や民生・児童委員、警察、消防署、消防団等に情報開示し、地域と関係機関が情報を共有することにより、災害時の避難支援や、日頃の見守り活動の対応などにも有効なものであると考えております。

令和4年度に避難行動要支援者名簿の情報提供の依頼があった一部の自主防災組織へは避難行動要支援者名簿の取扱いに関する協定書の締結を行い、平常時や緊急時の対応に活用をしていただいているところでございます。

次に、2点目の今年度内の防災や減災等の行事についてでございます。

議員お述べの行事のほか、本年8月及び10月には、民生・児童委員等を対象に個別避難計画策定に伴う講演会の開催や打合せ会議を行っております。また、来年2月24日には防災に関する講演会や、住民参加型の防災訓練として、避難所運営訓練、自衛隊による炊き出し訓練、上空偵察訓練、消防隊と救急隊との連携訓練のほか、ドローンのデモ飛行や感電ブレーカーの展示等を計画しております。併せまして、各種自主防災会へは防災や減災の啓発として、今年度11月末までに5回の出前講座を実施しております。

以上でございます。

○議長

山本君。

○5番

まず、一つ目の名簿の共有のことなんですが、やはり実際、自治会ごとにばらつきがあるということで、よくそれが分かりました。名簿を共有している防災会は、恐らくですが、半数以下ではないかと思うんですが、守秘義務等の責任が発生するために、共有するかどうかの決断は時の防災会長の判断で大きく左右するのではないかなと思います。

奈良県地域防災活動推進条例の第18条では、「自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難行動要支援者の避難等の支援

を円滑に行うため、あらかじめ、市町村、関係機関等と連携し、地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努める」ということが書かれています。これらのことから、名簿共有は防災会だけ、会長だけの判断ではなくてですね、住民の、その地域の生命に関わることですから、やはり防災会や自治会という大きな組織で判断していただくべきではないかと思っています。

整理して再質問しますが、自主防災会の情報提供の案内は、じゃあ、いつ頃行って、その結果、どこの地区がその情報を共有しているのでしょうか。これは再質問いたしますね。

2点目については、来年の2月24日に防災訓練を開催する予定とのことですので、より多くの皆様が参加していただきますよう、この周知をお願いしておきます。引き続き、次年度も防災意識の向上に貢献する行事をどんどんと開催のほうをお願いしたいと思っております。

1点目のほうの答弁をお願いします。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、再質問にお答えいたします。情報提供を行った時期と件数についてということで御質問です。

令和4年5月に各自主防災会等に情報提供の案内を行っております。その結果、提供依頼のあったのは6地区で、大字で言いますと、菊美台、光ヶ丘、若葉台、椿台、初香台、緑ヶ丘に対して名簿の提供を行っております。

以上でございます。

○議 長

山本君。

○5 番

自主防災会25団体と自警団5団体で情報を共有しているのは、たったという言い方は悪いかもしれませんが、6地区。これ、もう大変、非常に危機感を持って改善すべきだと私は思います。行政として防災会自治会に理解を深めてもらうように、再度ここは働きかけていただきたいと思います。そこはいかがでしょうか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

各自主防災会等への情報提供につきましては、この名簿を共有する、図ることによって日頃の見守り活動や緊急時の連携が期待されると思われまますので、改めま

して、自主防災会等へ情報提供の案内を行ってまいりたいと考えております。
以上でございます。

○議 長

山本君。

○5 番

要支援者名簿の共有については、理解を深めていただけるよう再度案内をお願いいたします。今、御答弁いただきましたように、この辺は重点的にお願いいたします。

当然ながら、奈良県は内陸部にあることから古来から災害の少ない地域と言われてきましたが、かえってそのことが防災意識の向上にブレーキをかけているのではないかと、最近思うこともあります。災害は地震だけではなく、最近の気候変動によるゲリラ豪雨や大型台風など、それに対応するためにはやはり平時の備え、そして避難行動時の対応、そして、発災ですね、災害が起こった数日間の対応をもっともっと整備し、災害による死者をなくす、そして人命を守るということを目的に、被害の減少を図ることが大切ですので、今後も行政と住民が一丸となって、防災・減災の強化に努めていただくよう、お願いいたします。私の一般質問はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

○議 長

それでは、山本君の一般質問をこれで終わります。

13時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時02分)

再 開 (午後 1時30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号4番、議席番号8番、山口君の質問を許可いたします。山口君。

○8 番

大きく4項目について質問いたします。

まず、1点目は第9期介護保険事業計画について。

来年4月からの第9期介護保険事業計画については、策定委員会が設置され、

計画内容の審議が進められています。私は第7期の策定まで、何回か策定委員として計画策定に関わってきた経験も踏まえて、9期計画について何点か質問、提案いたします。

まず1点目は、今年度までの第8期の実績について。

1年目、2年目は決算が確定し、最終年度の今年度は先月の段階での決算見込みの数字を含めてですね、8期3年間の総給付費は58億9,363万円、これはあくまで見込みです。これに必要な保険料総額は総給付費掛ける23%、これに調整交付金の不足額、さらに保健福祉事業費、これを合わせてですね、14億7,280万円、これが保険料として必要になります。

これに対して、低所得者軽減分の繰入れも含めた保険料収入は12億8,202万円、これが見込みです。保険料収入の不足額は1億9,078万円となります。この金額を基金から取り崩すこととなります。この結果、8期終了時点の基金残高は7期の残高4億6,510万円引く1億9,078万円で、2億7,432万円となります。この間の議論では2億5,000万円から2億6,000万円、基金が残るといような話で、これは正確な数字ではありませんが、今の計算上はそうなる。この計算で基本的に間違いはないのかどうか、まず、担当課の答弁を求めます。

2点目は、現時点での9期の総給付費について。

担当課では、毎年5%の伸びを想定しているとのことでした。確かに今年度見込みも含めた8期3年間の総給付費は58億9,000万円で、7期の約51億円から15.5%の伸びです。ですから、この数字はあり得ます。この15%の伸びで試算すると、9期の総給付費は68億円。これに対する保険料総額は調整交付金や保健福祉事業費を加味して試算すると、16億9,800万円で、保険料基準額は7万9,700円になります。現在の保険料は年間5万7,800円、これより2万1,900円、38%もの負担増となります。実際に給付費が15%も伸びが必要かどうか、これは慎重に検討すべきだと考えます。

このことを指摘した上で、いずれにしても現行制度の下で保険料は引き上げざるを得ません。そこで、少しでも引上げ幅を抑えるために基金の投入は避けて通れません。今年度末の基金残高見込みは先ほどの試算では2億7,000万円です。このうち、例えば2億2,000万円を取り崩せば、保険料基準額を年1万円軽減できます。基金残高の大半を保険料軽減に充てるべきだと考えますが、町長の見解を伺います。

三つ目は、以前から要望してきました保険料の所得段階の多段階化です。

本町は、現行の国基準の9段階より多い11段階にしていますが、合計所得

が120万円と209万円が第6段階で同じ負担、第7段階については210万円と319万円、第8段階は320万円と499万円が同じ負担と。国は現在の最上位の320万円以上の第9段階の上に新たに4段階を新設する予定ですが、それでは所得に100万円の差があっても負担が同じ状況は改善できません。所得に応じたきめ細やかな累進制にすべきです。別表に示しているように、17段階にすることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

なお、段階間の所得額の差を詰めることで、基準額が同じでも保険料総額が減少し、その結果、基準額が増加することになりますが、金額的には許容の範囲だと考えます。

4点目は、デマンドタクシーについて。

今年8月から利用対象者を介護保険1号被保険者全員に広げました。本町のデマンドタクシー事業は介護保険の保健福祉事業として実施されています。介護保険法は、保健福祉事業について同法第115条の49第1項で「市町村は、地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業」と定義しています。これは要介護状態ではないが、要介護状態になるのを予防するために必要な事業を行うことができるとの規定です。

本町のデマンドタクシー事業は、これまでは65歳以上でフレイル状態という要介護になるのを予防する側面がありました。しかし、65歳以上の高齢者全員が対象ということであれば、要介護や要支援、その予防の必要ない人にも介護給付サービスをすることになります。明らかに介護保険事業の枠をはみ出した一般的な保健福祉サービスです。財源は一般会計から拠出すべきだと考えます。町長の見解を伺います。

大きく2点目は、後期高齢者医療保険について質問します。後期高齢者医療制度は、県単位の広域行政で、住民の声が届きにくいのが実情です。その改善について、質問、提案します。

一つ目は、奈良県後期高齢者医療広域連合の予算書や決算書を含め、同連合議会に提出された議案と議事録などの資料を議員に配付し、それに対して私たち議員が質問や意見を述べる機会をつくっていただきたい。そして、その質問や意見を町長から広域連合執行部に届けていただき、できれば回答していただく、そのようにすれば住民の声が届きにくい状況の改善につながるのではないのでしょうか。

2点目は、後期高齢者の健康保険料は2年ごとに見直され、制度開始の2008年度の奈良県の保険料は均等割が3万9,900円、所得割が7.5%でした。それが現在は均等割が1万600円増の5万500円、所得割が2.4

3%増の9.93%です。年金収入240万円で試算すると、2008年度の保険料は10万5,100円でした。それが昨年度、今年度は13万6,800円。年金は増えないどころか下がっているのに、保険料は30%以上も増加しています。

広域連合の昨年度決算は実質収支56億7,000万円、基金が42億9,000万円で、合わせて剰余金は100億円近くになります。保険料の見直しが来年4月に迫っています。年金収入が増えない中で物価高騰が収まらず、年金天引きの介護保険料も大幅な負担増が予想されます。剰余金を活用して保険料を抑制するよう、町長から広域連合に要望すべきです。町長の見解を求めます。

大きい3点目は、櫛原のメガソーラー開発の送電線等についてです。協栄ソーラーステーション合同会社が櫛原山林で進めているメガソーラー開発の送電線等について質問します。

1点目は、町長が2020年3月17日に許可した梨本245地内から櫛原1553付近までの町道の占用は今でもそのまま継続されているのでしょうか。関係の大字・自治会の占用の同意の有無はどうなっているのでしょうか。

2点目は、今年4月1日の説明会で事業者は、それまでの全線町道埋設から架線も含めたルート変更を示唆していました。町との変更協議が進められているのでしょうか。進められているなら、いつからでしょうか。また、この間の経緯からルート変更案が出た段階で議会にも説明すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

三つ目は、変更ルートが架線の場合、架線下の地権者の同意が必要になりますが、どのような状況でしょうか。また、町有地は含まれていないのでしょうか。

4点目は、架線への変更の場合、当然、地権者の同意とは別に、関係する大字・自治会はもちろん、住民への説明が必要と考えますが、いかがでしょうか。また、本体工事に関わって、開発直下の樁台住民に防災等の説明会を事業者にするよう、同自治会から町長に対して要望が出されています。実現するよう事業者を指導すべきですが、町長の見解を伺います。

大きい4点目、会計年度任用職員の処遇改善について。

総務省は、自治体で働く単年度契約の非正規職員、会計年度任用職員のボーナスを拡充する方針を固め、早ければ来年度から勤勉手当も支給できるように、地方自治法改正案を来年の通常国会に提出するとしています。

1、この法案が成立すれば、本町としても正規職員と同水準のボーナス、期末手当プラス勤勉手当が支給できるように条例を改正すべきです。町長の見解

を伺います。

2点目は、総務省は会計年度任用職員についても正規職員と同様に人事院勧告による給与、ボーナス改定について、年度当初の4月に遡及して実施するよう、全自治体に求めています。しかし、本町はこれを正当な理由もなく、かたくなに拒否しています。この点についても人事院勧告の4月遡及実施ができるよう条例の改正をすべきです。町長の見解を伺います。

以上、大きく4点について明快な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山口議員の質問にお答えします。

まず、山口議員の1項目め、第9期介護保険事業計画についてお答えします。

1点目の第8期介護保険事業計画の実績と基金残高の見込額の質問です。

令和5年度はまだ確定しておらず、見込みからの推計というところで、多少の増減があると考えられますが、8期全体での保険料収入不足額約1億9,000万円を取り崩すと推計し、第8期終了時点の基金残高は約2億7,000万円になると見込んでおり、計算式に誤りはないと考えております。

次に、2点目の第9期介護保険事業計画で基金の大半を保険料軽減に充てるべきではとのお尋ねです。

介護保険制度において、介護保険給付費準備基金に積み立てられた保険料については、次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料上昇の抑制に充てるのが一つの考え方であるとされています。それらを踏まえた上で、第9期介護保険事業計画における基金取崩し額につきましては、第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会の中で、適正な基金取崩し額について十分協議していただき、次期計画期間中の安定的な介護保険事業の財政運営と急激な保険料上昇の抑制を鑑みた上で判断してまいりたいと考えております。

続いて3点目、介護保険料の所得段階の多段階化についてです。

先般、来年度から第9期介護保険事業計画の策定に向け、介護保険制度の持続可能性を確保するために、高齢化の進行や介護費用の総額が増加する中であっても、低所得者の保険料上昇を抑制する必要性から、介護保険料の所得段階の多段階化についての国の方針が示され、所得段階を9段階から新たに4段階設けて、13段階とする見直し案が示されました。

本町におきましては既に第8期において、国基準の9段階から11段階と細分化してまいりましたが、こうした国の見直し方針を参考に、本町の現状に即した保険料段階の設定、さらなる細分化について、検討を行ってまいりたいと

考えています。

新たな保険料設定及び段階設定につきましては、第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会の中で提案し、協議、検討の上、決定してまいりたいと考えております。

次に、最後、4点目です。デマンド型乗り合いタクシーの事業費は一般財源で拠出すべきではとお尋ねです。

本町におけるデマンド型乗り合いタクシーは、介護保険法第115条の49における保健福祉事業として、「被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業」の規定を活用し、事業実施しています。現在も同趣旨の下、実施していますので、一般財源からの拠出については考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長

山口君。

○8 番

1点目については、私の試算で大体間違いないということで、2億7,000万円になるのか2億6,000万円になるのかわかりませんが、ただ、もう言うまでもないと思いますが、今日は傍聴者もいらっしゃるので、過去の経過も含めてちょっとだけ説明しますけども、もともと8期の計画は当時、3年前の今頃に大体全体の概要が出たわけですが、そのときには最後の年度の見込みを含めて4億5,000万円ぐらいの基金が残るということです。ですから、取りあえず、8期については3億円を取り崩すという計画で保険料が決定してるわけですね。

計画全体が決められて、その計画全体の、さっきも言いましたけど、23%、これが1号被保険者、65歳以上の保険者の要するに持分ですからね、23%、これは7期、8期、9期と一緒にした。ただ、最初始まった2000年の時は違いますからね。17%から始まって、毎年1%ずつ上がっていった。そら人口構成が65歳以上と、その前の現役世代の人数の違い。だから、高齢者が23%ということは、第2号被保険者、40歳から64歳までは27%、全体ですよ、持っていると。これは働いてる人も国保に入ってる人も含めて、40歳から64歳までの持分が27%と、こうなってるわけですね。あと、国が25%、ほんで県と町が12.5%。

ただ、国は25%といいながら20%は確実にくれますが、あとの5%は調整交付金ということで、平群町は大体、今回試算すると3.9%しかもらってません。ですから、1.1%分は1号被保険者が払ってるんです。分かりますね。それに保健福祉事業、デマンドタクシー、1年の半年後からやってるから、

8期で言えば2年半やる。2年半で幾ら使ったかというのは、これはもう計算で出ますけれども、その分は全部1号被保険者に上乘せになる、こういうことです。

そんな中で、本来3億円取り崩して1億5,000万円残すところが、実際は2億5,000万円以上残るということですから、初め3億円取り崩して1億5,000万円残ったら、それは9期で使いましよう、こうなっていたわけですね、前期の策定委員会では。今期の策定委員会でそうなるかどうかは別にして、基本的には2億5,000万円以上残ると。それなら、その大半はですね、やっぱり引上げ保険料の抑制にすべきだという、この考え方ですよ。そこは一つは大事。

もう1点ね、ここではそのことを聞いてますが、もう1点、策定委員会で大事なものは、8期はたまたま、たまたま総給付費に対して、計画に対して給付費が3年間で九十数%になりました。でも、以前から言ってるように、7期、その前の6期は85%行くか、行かんかったんですね。ですから、4億5,000万円もため込んでしまったわけです。だから、計画つくるときに総給付費が幾らになるか。さっき山本議員のほうからも質問ありましたけれども、そこは本当に慎重にやってもらわないと、そのことによって一気に上がるんですよ。

さっき金額も言いましたけど、平群町の場合、前回上げずに下げました。それは3億円の基金突っ込んだからです。下げたがために、よそや奈良県でも一番安い。基準額は橿原市より10円違うだけですからね、月で。それで2位ですけどね、奈良県の39市町村の中で。そういう中で今回ね、そこんところはしっかりと計算というか慎重にやってほしい。

ほんでね、策定委員会でやるやるってあなたたち言うんだけど、私は8期も今期も入ってないからあれですけども、それまではほとんど、意見って分かんないじゃないですか。全部コンサルにつくらしてたじゃないですか。それは何でかいうたら、国の社会保障のいろんな会議の中でまだ全体決まってないですよ。それがなかなか決まらないことと、そういう情報を得てるのはコンサルで、そのコンサルはいろんな自治体を複数抱えてですね、同じようなことをつくってやるわけじゃないですか。

今回もそうやってるのかどうか知りませんよ。だから、その辺は自覚を持って。私は5%ずつ上がるような見込みをあなたたちが抱えてるというのは、それは事前に口頭で聞いてるだけですけども、実際に5%上がるかどうか分かりませんからね。そこんところはね、国のほうは何とか給付費抑えよう、抑えようとしてですね、1割負担、今、2割負担の人もいますけど、利用者の2割負担の拡大しようともしてますし、そういうことになったら、また要するに保険

料出ていくのが減るわけですよ。ほんで、要するに使う人が使いたくても使えないから減るというのもある。そっちは、ええことではもちろんないですし、そんなことがあってはあかんのですけども、ただ、保険料を決める場合はそこもしっかり十分ね、検討してつくるべきだということは言っておきます。そこはいいです。ここはもういいです、2は。

3の多段階。駄目ですって。駄目というのは上ばかり乗せて、間、さっき指摘したように、ここに表を載せてますけども、6、7、8、9、この間が大事なんです、間が。要するに50万円ぐらいの刻みでやってもらわないと、例えばですよ、これ、第7段階で所得120万円の人というのは大体年収で240万円なんですよ、年収でね。209万円、これは302万円なんです、年収で。もっと言うと、8段階で言うと、210万円と319万円の人と一緒に第8段階で7万5,100円払うんです。しかしね、210万円の所得というのは年金年収でいうと304万円。319万円なら445万円。141万円も差があんのに、収入にですよ、141万円も1年間に差があんのに保険料同じなんです。これはあまりにもひどいんじゃないかということ言ってるわけですよ。

これをやることで、じゃあ何ぼ、要するに、さっき数字は言いませんでしたけども、増えるのかというのを担当課に計算してもらいました。そしたら2,200万円ほど増えるという話なんですよ。何でかという、これまで、ここで言うのですよ、210万円の人が7万5,100円払ってたのが、250万円ぐらいの人までがそれより下がりますから、同じ8期の保険料で計算した場合どうなるかという計算をしてもらおうと、この17段階で試算してもらったら2,200万円減ると。2,200万円って、じゃあ一体幾らの保険料というたら、これ、要する人数で割りゃええだけのことですからね。2,200万円、3で割って、今7,100人と聞いているから、2万1,300で割ればええわけですよ。ほしたらね、何ぼになんのかな、900円ぐらいやと思うんですよ、九百幾らになるんです。そうすると、要するに基準額は九百何ぼで上がっちゃうんです。確かに上がるんです。

ほんで、そうすると皆さんおっしゃるのは、要するに所得の低い人たちの値上がりが大変になるんじゃないかと、こう言うんだけども、この段階の今の段階を見てもらったら分かりますが、第1段階はもう0.3なんです。0.3やったら、900円上がって0.3ということは300円なんです。900円が270円になりますからね。だから、それ1年間でですから、もちろん全く上がらないわけじゃないから、そこんところはちょっといろいろ問題はありますけども、しかし、そのことも含めてね、しっかり。

だから上だけじゃなくて、国が言ってる上だけ乗せるんじゃないかって、上だけ乗せれば楽ですよ、減りませんから。上、乗した分だけ増えますから。ただ、所得の段階の人数は第3から第8ぐらいが圧倒的に多いですからね、今の。だから、そこから以上になってくると人数どんどん減っていきますから、下を下げて上を上げるとそれだけ収入が減るということになるんですけど、そこはちょっともう1回ね、間についてももしっかり検討するというふうに、その答弁なかったのだから答弁していただけますか。

それから、デマンドについては、ちょっと答弁、勘違いしてると思うけども、デマンドについて私、言ってるのはね、フレイル状態で、この間やってきたことは問題にしてないんです。前からも言ってますように、よく考えたなど。財政ないない言ってる中でデマンドタクシー実施するためにね、しっかり考えてもらって、介護保険、当時4億円以上の基金もあったし、少々ならいけるかということで、それで予防ということで、フレイル状態というのを項目に、実際フレイルかどうかは別にして、フレイルというのを入れたわけです。これはこんでええんです。ただね、それ抜いてやるんだったら、抜いた分については一般対策事業じゃないですか、こんなん。介護保険なじまないでしょう。そこを言ってるんですよ。

だから、あなたたち、今回、9期でこのデマンドタクシー、5,000万円必要や言うてるんですよ、3年間で。この間、幾らかかったんですかね。この間、去年1年だけ見ますと、去年1年間、デマンドの経費が990万9,000円。県の補助が3分の1ありましたから、330万3,000円県から補助あって、だから実際660万6,000円、介護保険から出てるんです。660万6,000円ね。それが今度、3年で5,000万円ということは1年で1,700万円近くなるわけですよ。で、県の補助なくなりますから、これ、全額1号被保険者の負担じゃないですか。だから、去年、フレイル状態を対象者にしてたときとの差額は当然一般会計から負担すべきでしょうと言ってるんで、そこを答えてもらわないと。何も全額一般会計でやれと言ってるわけじゃないですよ。そんなんやったら、初めから一般会計ですりゃええんで。金ない、金ない言ってるわけやから、町長は。僕は金ないとは思ってませんけどね。そこをもう1回答弁してください。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山口議員の再質問です。多段階についての、まず、お尋ねであったかと思えます。

私どもの考えてるのは、まず、国が示す案を参考にして提案させていただくというのもあって、さらにですね、今回、議員御提案の細分化についても資料として提出していただいておりますので、そちらについても参考にさせていただいた上で、細分化につきましては策定委員会の中で提案させていただいて、検討していきたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

あと、ちょっとデマンドの関係ですけれども、本町におけるデマンドの乗り合いタクシーは、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業として実施しているというところで、対象者をフレイル状態から被保険者全員に拡大したとしても、対象者に関し、介護予防に資する事業であるという範疇を逸脱してないと考えてるところでございます。

○議 長

山口君。

○8 番

二つ目の9期の給付費について、私が言った意見に対して、当然そちらでどう考えてるのか、もう1回答弁してくださいね。

それとね、多段階については今のでええんです。しっかり検討してください。

デマンドはね、あなたたち、おかしいって。考えてごらんなさいよ。何で、じゃあ介護保険。介護保険、じゃあ、65歳以上やったら何でもするんか。高齢者福祉は全部介護保険でするんですか、あなたたち。認定受けないと介護保険の利用できないんですよ、本来は。それを予防という観点があるから保健事業としてやってるわけで、また、もったきっちりした予防ならもう完全に、保険給付があるわけじゃないですか。でも、このデマンドタクシーについては全額保険料なのよ、1号被保険者の。そこを考えると、じゃあ何でフレイル、最初入れたんですか。それは松本課長、一番よく知ってるでしょう。あなた、担当でしたんだから。だから、そこんところをしっかり見なさいよ。

だから、一般会計、金がないから出したくない。ただそれだけでしょう。それでこじつけてやね。でも、あまりにもこじつけ過ぎ。そんなん言うたら、高齢者福祉、全部介護保険でするんですか、ほかの事業も全て。そうなるでしょう、全部65歳以上なら、全部それで受けられるというんなら。そこを言ってるの。筋通らないでしょって言ってるんですよ。あまりにも筋通らないこと、やめたほうがいいですよ。

だから、増えた分については一般会計から、介護事業としてやったとしても、繰入れすべきでしょうと言ってるんですよ。何で1号被保険者が全部持たないと駄目なんですか。そうでしょう。予防としてやる分についてはいいですって、だから。そこをもう1回答弁してください。それはもう納得できないから。

ほんで、さっきの2番目のところ、もう1回、答えてな。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

私のほうから、まず多段階のほうの認識というか、考え方のほうです。山口議員示されているように、多段階というのはもともと低所得者に配慮した形のものというふうに認識があって、さらに中級というか、もっと真ん中の層について考えていくべきであるというような山口議員の御提案であるかと思えます。私どものほうでも確かにそれは一定配慮された考え方やということでは認識しております。

以上です。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

デマンドタクシーの対象者ということでございます。私、デマンド開始するとき、当時、担当もしておりましたんで、その辺も含めてということになるかと思えますけれども、先ほど部長のほうからも答弁ありましたように、この事業、介護保険制度で定められた保健福祉事業ということで開始をさせていただいたわけでございます。法的には、被保険者が要介護状態等となることを予防するための事業ということになっておりますが、我々、デマンドタクシーを運行するに当たりまして、対象者のほうをフレイル状態、フレイルから要支援、要介護になる状態を予防するためということの考えの下で、まずはそれらを対象に事業を実施をさせていただいて、65歳以上の皆さんから頂いてる保険料を活用しながら、今現在も運行をしておるところでございます。

で、対象者をフレイル状態を取ってですね、被保険者全体にということになるわけでございますが、議員おっしゃっていただいているように、フレイルを外すことによって保険料だけで賄うのがおかしいのではということではございませんけれども、フレイルという状態が要支援、要介護にならないその手前の状態、なおかつ、そのフレイルにならない、それらの予防も含めたものが介護予防であるというふうな考え方も一つ、我々、持ち得ております。そういった中で対象者を拡大し、65歳以上の皆さんが要支援、要介護、フレイル、またロコモなどの状態に陥らないための事前の保健福祉事業として実施をしたいというところであれば、これらを介護保険料で運営させていただくことに対しては、これについては我々はその範囲内であるというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議 長

山口君。

○ 8 番

そら、もう詭弁です。医療保険と介護保険の違いは分かるでしょう。介護保険は認定受けないとサービス受けられないんです、基本は。何ですか。だから、全く死ぬまでサービス受けないけれども40歳からずっと保険料払い続ける場合だってあるわけです。医療保険は基本的にほとんどそれはない。病気しない人はほとんどいませんから。全く医者にかからずに、生まれてから死ぬまでいくつてのは基本的にほとんどないですからね。だから、そういう制度でもあるにもかかわらず、全員が利用できるというのはおかしいんです。だから、そこを考えればやるための詭弁でしかないじゃないですか。

だから、本来なら高齢者サービスでやるべきものを介護保険に持っていったという考え方はいいですけども、だからフレイルつけたんであってね、そもそもの考え方、もうそらね、課長や言うたってあれやけど、町長、どう考えてるんですか。本来、一般会計ですべきでしょう。もうこれはいいです、時間ないですから。とにかく、もう全く答弁になってませんからね。整合性ありませんし、誰が聞いたっておかしい。これははっきり言うておきます。

ほんで、私がさっき言ったのは、また答えへんかったけど、2番目と言ったのは、要するに9期の総給付費についてね、しっかりと検証してやりなさいよと。6期や7期みたいにもう過大なね、もうひどい話だったんだから6期なんて。7期か。7期、60億円組んでたんですよ。今でもまだ60億円になってないのに、2期前に60億円組んでたんですよ。で、使ったのが51億円やったんよ。ひど過ぎるでしょう。だから、そこはしっかりしてくださいねと。もう、ですから、それは言うておきます。

いずれにしても、デマンドにしても多段階にしても、私の言ってるほうが絶対にもともです、誰が聞いたって。もう町長らはとにかく一般会計から金出したいから、65歳以上に全部金出さして、あまり自慢できませんよ、はっきり言うて。フレイル状態ということであればまだ、私はええことやったなと思いましたが、それを全部に拡大するのはええけど、それまで全部介護保険料で、それも1号被保険者の金で賄おうなんて、要するに人のふんどしで相撲取ってるというやつじゃないですか、はっきり言うて。本来、町の一般対策事業としてすべきものを全部そこへ持ってっちゃってるわけやからね。もうあんまり言うて、暴言になってもいけませんので、これ以上言いませんが。

1点目はこれで結構です。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山口議員の大きな2項目め、後期高齢者医療保険についてお答えします。

1点目ですが、奈良県後期高齢者医療広域連合の予算書や決算書につきましては、広域連合のホームページにて公開されておりますので、そちらのほうを活用いただきたいと思います。

また、奈良県後期高齢者医療広域連合では広域連合議会の組織について、市町村長代表10名、市町村議会議員代表10名の計20名、内訳といたしましては、市議会議員6名、町議会議員4名、市長6名、町村長4名の議員で構成されており、広域連合議会にて議論、決定をすることとされております。また、広域連合が運営する長寿医療制度に関し、被保険者、医療保険者等の幅広い意見を聴取するために、奈良県長寿医療制度懇話会が設置されておるところでございます。

続いて、2点目の剰余金を活用して保険料を抑制するよう、町長から広域連合に要望すべきについて、お答えします。

剰余金についてですが、令和4年度広域連合の特別会計決算では実質収支5億7,000万円、基金残高42億9,000万円となっておりますが、広域連合会より、令和4年度の国、県、市町村、支払い基金への精算による返還や、給付増加による医療給付等への対応などに使用されることから、剰余金の取扱いにつきましても、どのように対応していくかを現在検討しているところであるとの回答でありました。5年度においては、医療費の増加から、基金を取り崩して医療給付費の支払いに充てていると聞いております。

保険料率はおおむね2年を通じ、財政の均等を保つことができるものでなければならぬと定められておりますので、制度の安定した財政運営を確保するため、令和6年度、7年度の保険料率算定に当たり、現在、取組まれているところであります。

1点目、2点目通じての議員のお尋ねの町からの意見や要望につきましては、そのときの状況、内容により、その必要性を判断した上で行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

山口君。

○8番

議会あるのはもちろん知ってますし、ほとんど意見出ないんですよ。まして

や変な選挙のやり方でしょう、奈良県。例えば、共産党の議員団、ちょっと減りましたけど、この前の一斉で減りましたけども、市、町、別々に選んでますから、町村で何人いてんのか、ちょっと今、二、三十人やと思いますけど、一気に選挙やるなら、市のほうではうちは1人、1回出てるんです。でも、途中で中間選挙のこの人がそれで後期高齢者の議員やったのがなくなると今度、欠員だけ選挙するわけですよ。そしたら少数会派はもう全然出られない。ということは議長会が全部決めちゃうわけですよ、もう、はっきり言って。市議会と町村議長会でもう全部決めちゃうわけですよ、推薦で。いつ選挙やったってそうじゃないですか。そのことがええとか悪いとか今言ってるわけじゃなくて、要するに議論がないんですよ。

ですから、あなたたちは、そらホームページ見ろと言ってるけど、ちゃんと議案と、それから、こういう議論があったということも含めて、理事者側は当然ね、その中身を後期高齢者の事務局からでもいいですから、そこから話を聞いてですね、平群町なら平群町の議会、三郷町なら三郷町の議会のそれぞれ理事者が報告するようなシステムをすべきなんですよ、本来。だって構成員の一つなんだから、平群町も。構成員の一つなのにほとんど意見言う場がない。全くないのよね。だから、そのことを言ってるんですよ。そういうシステム化すべき、本来ならシステム化すべき。それを町長でもね、事務局でもいいですけども、事務局の会議があるときでもいいですけども、そういう提案をしていくべきですよ。

隣の三郷町はこれまで議員が質問して、理事者がその問題で後期高齢者の議論がこうなるとかいうのを答えるようなことはしてましたけど、私はシステムとしてそうするように、後期高齢者の広域連合に言うべきやというふうに思いますんで。ほんで、予算書と決算書は出してください、平群町だけでも。当然もらえるわけですから、いちいちホームページから出せとか言わずに、そこでどんな議論をされたかも含めてですね、議事録なんかも含めて、議会にその都度出していただけませんか、直近の定例会に。そのことをお願いしてる。

金額下げろというのは、別に町長が言ったから下がるわけじゃもちろんないですけども、だんだん、だんだん、2年に1回上がっていくわけですから、75歳以上の人たちの保険料、最初は国保に比べてえらい安くて、金額だけ見ればええかみみたいな話でしたけど、もうほとんど変わらなくなってきてるんです、今。このまま2年ごとに医療費何ぼでも上がっていったら、とてもじゃないけど払えない、今の年金では払えないというような状況も起こってくるんで、町長からやっぱりそういうことを提案していただきたい。これはもう答弁ええですけども、言うか言わんかだけ答弁してください。その二つ。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

まず、予算書、決算書のお尋ねの分です。町も広域連合のホームページからダウンロードして取得しているという、今ちょっと確認させてもらいますけど、という状況ですんで、よろしくをお願いします。

あと、町長が言う、言わないという話ですけれども、先ほども言いましたように、必要があれば当然、言うべきものと判断さしてもらった上で言うということ、先ほどの答弁の繰り返しになりますけども、ということで、御理解いただきたいと思います。

○議 長

山口君。

○8 番

もういいですけど、どっちにしたってね、ホームページから取るにしろね、何が決まったか。例えば2年に1回確実に、いつするのか知りませんが、12月にやんのか、1月にやってんのか知りませんが、来年4月からの保険料が決まってくるわけですよ。決まって新聞に載って初めて知るわけですよ。本来おかしい話なんですよ、これ。広域連合の議会で決まったからということで、もう全部それで決まって、法的にはそうなってるから別に法的には問題ないんだけども、でも全く住民の声、県民の声になりますけど、声が聞こえない。

広域じゃなくて県がやってるなら県議会で議論があるわけですよ。でも、広域でやるともうそれも見えない、全く。いつ議会をやって、どんな人が議員で参加してるのも全然知らない。調べたら分かることでしょうけども。ほんで、全く意見も何もなしにしゃんしゃんで終わると。ほんで、手当だけもらうと、議員は。言い方悪いけど。そういう広域行政でほんまにええのかということとはね、やっぱり常に民主的な運営をするということになればね、それではあかのちゃうかというふうに思うんで言ってるんで、ちょっとこれはきっちりね、こういう議会で意見が出されたということは言ってください。機会あるごとか、機会なかっても文書で出すとか、広域連合の事務局に言うとかいうふうに、よろしくをお願いしますね。もうこの件は結構です。

○議 長

事業部長。

○事業部長

続いて、御質問の3項目め、櫛原メガソーラー開発の送電線等についてお答えいたします。

①町道占用許可については継続しておりますが、自治会同意については得ておりません。

②番として、町道占用については変更協議は行っておりません。送電線ルートが変更された場合は、事業者が広く住民説明会を実施するとのことですので、改めてこの件に関して議会へ報告することは考えておりません。

③番として、架線部分の地権者については、おおむね地役権設定の覚書締結まで進んでいると報告を受けていますが、まだ全員ではないとのことですので。なお、一部町有地も含まれております。

④として、先ほども申し上げたとおり、送電線ルートの変更が確定した時点において、事業者は改めて住民説明会を実施するとのことですので。説明会に関しては町からも事業者へ要請し、事業者からは、来年1月末までに説明会を実施したいとの回答を得ております。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○8 番

もともと町道通る場合にはですね、町の、本来なら、占用する場合は関係自治会の同意が必要だということになってんのはこの議会でもさんざん、そう書いておきながら、いや別に必要ないんだとばかなことを言っていましたけど、あなたたちの先輩たちは。西脇町長の前になるのかな、岩崎町長の時代でしたか。だから、でも、おかしいでしょ。自分たちのあそこの資料にはっきりと「関係自治会の同意が必要」と書きながらしてないと。いまだに取ってないと。

ただ、町は占用許可した分の金だけもらい続けてるといようなことでしょうか。金だけもらってるんですか。まだ何も、もう埋めてんのかな、埋めてる場所もあんのかもわかんないですけども、それは取らなくてもあなたたちはもう認めるということですか。認めるって、一部架線にする部分が、櫛原以外は全部架線にするみたいな話をちらっと聞いてるんですが、そのことはどうなのか、もう1回答えてください。それと町有地が一部含まれてるとおっしゃったけども、それについてはもう町は同意してんのかどうか。それもお答えください。

それから、おおむね同意があって、全員ではないと。それはどこなんですか。西向と梨本の両大字だけですか。それ以外は全然含まれませんか。ルートがどこなのかも全く説明ないんですよ。おかしいでしょう。町有地を占用するとき、あれだけいろいろ問題になって、住民からも署名がいっぱい出てですね、問題になってんのに、大きく方針を変えながら、それを全く説明せずに済ましてる。

済ませながら、地権者には同意を取りにいってる。どういうことなんですか。町からも、ほんで全く議会に説明ないんですよ。おかしいでしょう。あれだけいろいろ議論やったやつを何で後、町のほうは議会に説明もせんと。町は全然協議してない。協議してないのにどこまで、じゃあ、地権者に同意大半もらってるというのは何で分かるんですか、協議もせんと。どういうことですか、それ。

それと、私、最後に書いてある樁台の説明については、別に架線関係ないですよ。送電線とは関係なく本体の工事で、今日、朝から須藤さんが質問してはりましたけども、樁台が一番直近の自治会で、危険だからということで何回も町長にそういう説明会するように指導してくださいと言ってるわけでしょう。それを何で。町は指導してるけど、業者が言うこと聞かんのかも分からんですけども、その辺を聞いてるんで、今の答弁は全然答弁なってないから、もう1回答えてください。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

たくさん一遍にまくし立てて質問されてもちょっと答弁、全部きちっとお答えできるか分からないんですけども、ちょっと一つずつやってもらえたらありがたいなという話をしてます。

今、町道に関しては櫛原以外について特に同意されてないと。なので、他のルートを実業者のほうで考えてもらっていると。これ、町の事業じゃないので、事業者が他のルートを地元と協議しながら考えていってくれているという話です。まだ、ルートが確定していないということなので、ただ、事業者と協議するという内容ではないので、ただ、どのぐらいの進捗かということを実業者からは時々、報告ありますし、私も気になって、架線ルート、地元と協議してる件についてはどのぐらい進捗してるんだというふうに聞くから答えてくれる。で、架線ルートを町と事業者が協議して決めるような話でもないかなと。やはり地権者ありますし、地元、どこの自治会かという話ですが、土地としては櫛原、西向、梨本辺りを通るということになります。ルートとしては当然そういうルートになって、梨本の変電所まで架線を引っ張るということになりますから、そういうことになろうかと思えます。

町有地に関して同意してるのかということですが、幾人かの地権者と最終的な覚書の締結まではされていないということなので、今の段階で町有地を同意するとかしないとかいう話にはならないです。もし、最終的に地権者の方が幾名かの方が了承しなかったらルート変わる可能性ありますので、それについて

は、ルートが確定して、やはり、ここの町有地一部通らしてほしいということになればですね、町としては同意するつもりではあります。

というのは、町道埋設について強く反対されておられた、そういう地域があります。それ以外のルートであれば、協議をされると、地域のほうがそういうふうにご考慮されるわけですから、それについて、結果的に反対していた町道埋設ではなく、架線ルートに、地元同意も含めて、地権者の同意も含めて、されたということで、その上で一部町有地を通らざるを得ないということであれば、やはり、地域のご考慮、思いも含めて尊重するということになるのは問題ないかなと思っております。

それと椿台の説明会ということなのですが、確かに椿台の自治会から、椿台に対しての説明会をするようにという要望も頂いて、事業者のほうにも要請はしておりました。で、先日ですね、椿台の自治会長が改めて、椿台以外の自治会も含めて4自治会か5自治会の自治会長の判こをもらってですね、説明会をするように要請するという文書を出してこられました。他の自治会、若葉台とか入ってたと思うんですが、緑ヶ丘とか、改めて椿台の自治会長がそういう形で他の自治会長の印鑑までもらいながら、説明会を要請するという文書ももらいましたので、まずはそういう広く説明をするという場を設けるべきかなと思います。

事業者のほうでも一般住民広くに架線ルートだけじゃなしに、その際、例えば土木関係の工事の内容についても説明するというごことで、広く住民説明会をしたいということで、1月末までにはやりたいということで、返事をもらってるとごことです。

以上です。

○議長

山口君。

○8番

言ってることは分からなくないんだけどね、架線にするにしろね、方針大きく変わって架線のほうで、全部ルート決まってから説明っておかしいでしょう。全部地権者のオーケー取ってから説明。大体こういうふうにごこういうところを通るのを考えていると。ほんで、そのときの地権者はこっだけあると。断られたらほか通る、だから、全部が全部そのとおりに行くかどうか分からんけど、こういうことを考えてるとするのは当然やるべきでしょう。それで、地権者一人一人にももちろん、そら同意もらうのはええけども、今、通るところが西向と梨本と言ったけど、西向とは協議してるみたいなことは聞いているけど、じゃあ梨本と協議してんのかどうか。

やっぱり、自分とこの家の上通らんでもすぐ近く通るんだったら、当然その地域についてはね、どうなるんだろうとみんな疑問に思うじゃないですか。ほんで、最初っからこの問題についてはいろいろ議論があったわけだから、その辺は丁寧に業者が説明会するように、町としてもやっぱり努力すべきだと思いますよ。

もう時間ないから議論要らんねけどね、だから、どっちにしたって、その辺をもっと丁寧にやらないと、どうなってんのかさっぱり分からへんのよ。送電線の件も議会にも全く報告ないやない。で、あなたたちは協議してないと言うけど、報告あるということは相談を受けてるのと一緒やんか。当然、向こうは言うてくるわけでしょう、行政に。いや、もう勝手にやってるから、うちも何も聞いてへんから、そんな議会に説明するあれもないということなのか。こういうルートで考えてるといのは当然町のほうに説明あるわけでしょう。そこを言ってんねや。

樁台については送電線とは別にずっと説明会を求めてたのにしてないわけでしょう。ましてや、前言ったけど、樁台のあの水路を使うのをやね、議会に報告した後、樁台の説明会でそれ全く言わずに説明会終わりましたとやってたわけじゃない。そんなこと平気でやってる事業者やったわけでしょう。だから、もっと丁寧にやりなさいという話をしてるわけよ。

4番目、これやったら行かへんからちょっと。その辺を町としてもしっかり説明会を住民にするように、今回その要望書出てるんだったら、いろんな形であってね、業者のほうももっと住民ときちっと付き合いたいんだったら丁寧にやるべきやということは町長のほうからしっかり言ってもらいたい。言ってるんだろうけど、全然この間やってないでしょう。ほんで、送電線の問題では西向とはやってるみたいなことはちらっと聞きましたけど、その他の平群町の住民には全くそういうことを知らしてないじゃない。前の4月の説明会も不十分だったし。その辺のことを言ってるんであってね。これ以上議論、やから、もう、これ、議長、次、あるから、これはもう何ぼ議論したって一緒の答弁なので、これはもうこれで結構です。反論させへんくて悪いな。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、4項目めの会計年度任用職員の処遇改善についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の、正規職員と同水準のボーナスが支給できるよう条例改正をすべきについてでございます。

地方自治法の改正に伴いまして、令和6年度から会計年度任用職員への勤務手当の支給を行うことが可能となったことから、来年3月議会で条例改正の予定をしております。支給率については、これまでは再任用職員との均衡を図りながら支給率を決定してきたところではありますが、勤勉手当を支給するに当たりまして、今後は新たに支給率を設定する必要があり、現在検討中でございます。

次に、2点目の、会計年度任用職員についても正規職員と同様に4月遡及実施ができるよう条例の改正をすべきについてでございます。

国の通知等では、給与改定の実施時期を含め、常勤職員の取扱いに準じた改定を基本とされておりますが、その一方で、国の事務処理マニュアルにおきましては、実施時期については、国の取扱いを参考にしつつ、各地方自治体の実情を踏まえ、適切に決定するものとされているため、本町としましては現状の条例のとおり、翌年度からの適用と考えております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8番

またおんなじ答弁したけどね、いいかげんにしなさいよという話ですよ。

まず、1点目のほうについては、月数は正職員に準じてやるのかどうか、この点、もう1回答えてください。

それから、2点目についてはね、初日にも議論しましたけど、あの後、先週の金曜日に、東京の私どもの山下芳生参議院議員の秘書の中村哲也秘書がいるんですけどね、私、辻さんの秘書やっていると一緒の仕事をしてた秘書ですけども、総務省に電話してもらいました。あなたたちは、要するに非正規職員の給料を遡及して上げた場合、交付税算入、国はすると言ってるけども、満額来るかどうか分からんという答弁をされた。それが理由だっておっしゃった。それで電話したんです。そしたら、担当課の総務省自治行政局公務員部給与能率推進室、矢後課長補佐、この方が電話に出られました。こういう都道府県や政令都市に国の通知として出している副大臣通知を出してる担当者です。課長補佐です。この方が「いや、満額出しますよ」と、「間違いなく出しますよ」とはっきりおっしゃいました。

ほんで、初日にも言いましたけども、これも、だから、自治労連、平群町が入ってる自治労じゃないですけど、自治労連のほうが調査したやつでは、この前も言いましたけど、毎日新聞に大きく載りました。調査して、回答あったうちの3割しかやってない。これ、事実です。あなたたちは奈良県でもやってん

のは吉野とか小さい自治体ばかりだとおっしゃったけども、小さい自治体であろうと大きな自治体であろうと、本来、1年雇用ということはこの年に上げてないと全然意味がないんですよ。そのことを言ってもですね、やらない。町長もはっきりやらないとおっしゃった。ほんで来年度から上げると。来年度はもうその人がいるかどうかは別問題でしょう。1年雇用ですよ。だから、会計年度任用職員については遡及しなさいと、わざわざ副大臣の通知まで出てるわけじゃないですか。それをしないというのはどういうことなんですか。

1月9日の参議院総務委員会で、総務省のこれは大臣が答えたんか、局長らが答えたんか分かりませんが、この非正規公務員の給与改定に係る費用を地方交付税の増額補正で対応する、それもさっき言ったように、私の知り合いの秘書が電話して聞いたら、この資料もくれて、ここにもしっかり書いてありますよ。全額払います。だから、平群町の財政全く痛まない。痛まない中で平群町の住民が多く働いてる会計年度任用職員の給料を増やすということはそれだけ平群町の地域活性化にもつながるわけですよ。それをしない。

ましてや、あなたたちと一緒に働いてる仲間じゃないですか。その仲間の給与を、自分たち職員、正職員の給料は4月に遡って上げんのは煩雑じゃなくて、非正規雇用の職員の遡及して払うのは煩雑とか、また、国からその金くれるかどうか分からんとか、よくそんなこと言いますね、町長。ここまで国、言ってるわけやから年度内に支給してくださいよ、条例も改正して。ほんで、条例を改正するというけど、正職員の場合は毎回12月に改正してるじゃないですか。これも煩雑なうちでしょ、あなたたちの仕事の。ほんで、その煩雑ということ聞いた非正規職員、会計年度任用職員のある女性はですね、「私たち、毎日その煩雑な仕事をしています」と言って怒ってましたけど。

だから、人間ならね、まともな人間、まともにあなたたちみんな、一緒に働いてる人たちのことを思うなら、何でその会計年度任用職員だけ国が金払うと言ってるのにしないのか。こんなこと本当に許されますか、町長。もう1回言います。年度内に決断してやってください。1,800万円かかったって全部国が出すと言ってるんですよ。町の財政、痛まないじゃないですか。時間過ぎてますけど、町長それだけ答えてください。もう答弁、ええですから。

○議 長

西脇町長。

○町 長

それでは、山口議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、会計年度任用職員につきましては、年度当初に報酬等の勤務条件を定めた上で任用するとなっております。特に町条例、平群町会計年度任用職員の

給与及び費用弁償に関する条例では、給料表の改正による特例により、当該会計年度任用職員が任用された年度に給与条例の改正なり改定を行うときは、当該改定された給与表は翌年4月1日からの適用とし、任用された年度内においては従前の例となっております。ということで、本年4月に遡って適用することは考えておりません。

あと、総務省、交付税算入と言いましたけれども、あくまでも交付税というのは町にとっては一般財源扱いと、目的財源ではないということだけお答えさせていただきます。

○議長

時間が超過していますので、山口議員、御理解いただいておりますけど、端的にお願いします。

○8番

はい、分かっています。

そんなでたらめ言ったら駄目ですよ、町長。条例にあるからって、その条例を持っている自治体がたくさんあることも知った上で副大臣が通知出してるわけじゃないですか。分かりますか、この意図が。条例はだから、今度の初日も変えたじゃないですか、正職員の分については。特別職も議員の分についても変えたじゃないですか、条例。改正してるじゃないですか。同じことをやればええだけじゃないですか。何を言ってるんですか。そこまで言ってんのにしない。金がないからとは言えない。

ほんで、また、同じことを言ったでしょう。出てるかどうか分からない。以前、担当してる福井主幹に聞きました。ほとんど来てますって言いましたよ。国のほうで出すという交付税、決まったやつはきちっと計算したら出てます。二、三年前やったと思いますけど、それも考えればそういうでたらめ答弁やめてください。こんなこと国会で聞かれた総務省の担当者笑ってたみたいですよ。「そんなこと言ってるんですか」みたいな話ですよ。

もうこれ以上言っても駄目ですから終わりますけれども、いずれにしてもね、職員を大事にしないで町はよくなりません。そのことはしっかり考えてください。あなたの公約じゃないですか。正職員も非正規職員も一緒でしょう。みんな住民のために働くんでしょ。そのことを言って、私の質問を終わります。

○議長

それでは、山口君の一般質問をこれで終わります。

2時50分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時25分)

再 開 (午後 2時50分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号5番、議席番号12番、馬本君の質問を許可いたします。馬本君。

○12番

議長の許可を得ましたので、大きく4点について通告をさせていただいております。行政側にとりましては、簡単明瞭な御答弁をひとつ、よろしくお願いを申し上げます。

まず、1点目、デマンドタクシーの運行状況と今後の取組についてであります。

令和5年6月議会において、利用者には介護保険料を御負担していただいているので、利用条件を撤廃すべきに対して、町は、本年8月1日より撤廃すると回答されました。また、近畿大学奈良病院への運行拡大については、秋頃、開催予定の生駒市地域公共交通会議において承認をいただく必要がありますので、生駒市の公共交通に影響が出ないように、往路、行きのみ運行と回答されました。

今年の9月議会では、7月24日に開催されました介護保険事業計画等策定委員会では、令和6年4月から本格運行に向けた課題を説明、特に要望の多い近畿大学奈良病院については、往路のみ運行、並びに料金の設定、利用時間の延長、運行車両の1台増車などの説明を行ったとの回答がありました。

その後、令和5年11月17日に公共交通対策特別委員会、議会が開催、また11月24日に平群町地域公共交通会議、町の諮問機関が開催されました。

そこでお伺いをいたします。

まず、1点目、8月からの登録条件撤廃後の11月末までの利用状況をまず、お聞かせください。

2点目、介護保険事業計画等策定委員会において、近畿大学奈良病院への往路のみ町外利用料金を500円に設定されたことについては、来年度から本格運行事業費を介護保険特別会計の保健福祉事業として運行されますが、運行費用負担についてどのように説明をされましたか。

3番目、先月の11月17日開催されました公共交通対策特別委員会の協議の中で、介護保険特別会計の利用者だけで運行するのではなく、一般会計から

も一部負担すべきとの意見がありましたが、どのように認識されていますか。また、近畿大学奈良病院への往路のみの町外利用料金500円設定については、例えば、近鉄竜田川から近鉄東山までの利用料金240円と近鉄東山駅バス停から近畿奈良病院前のバス停までの大人料金220円。この件については、来年2月1日より料金が改正され、合計460円の利用料金が必要である。よって、既存の公共交通に影響が出ないようとの根拠に基づいて40円高い500円に設定と行政は報告されましたが、私は理解し難いので、再度説明をしてください。

4番目、先月の11月24日、開催されました地域公共交通会議で、来年度からの本格運行案について、運行車両増車、運行時間変更、運行料金の質疑の内容はどうでしたか。

5点目、三郷町のデマンドタクシーの令和4年度の運行状況についてお知らせください。

続きまして、大きく2点目でございます。総合グラウンドを人工芝化にということでございます。

令和2年9月議会で、グラウンド人工芝化に向けて、総事業費、独立行政法人日本スポーツ振興センターの補助金と平群町地域振興センターで予算化されれば町は財政上の影響はないと私は提案、教育委員会は、「人工芝化については各種団体との問題等があり、クリアできれば賛成である」との回答をされました。

令和3年の9月議会におきまして、進捗状況と今後の取組等を再質問しました。教育委員会は「町内の主要スポーツ団体に意見聴取を行った。各種団体の異論はなかったが、現在の使用が制限されることのないよう、また、料金設定についても高額にならないようななどの意見があった。また、前向きに教育委員会としては、人工芝化の自治体等や県などに聞き取りを行った結果、財源の確保など、今後検討しなければならない問題がある」と回答。

令和4年の回答では「総合スポーツセンターの今後の在り方を考える中で、大切な提案と評価しており、前向きに考えている。しかし、財政的に不安定な時期であり、結論を出すことは難しく、引き続き、財源確保に向け、地域振興センターと継続協議を続けていきたいと考えています」との回答でございました。

そこで、お聞きをいたします。

令和4年度に総合グラウンドと中央グラウンドの種目別単位及び利用料金集計では、総合グラウンドの利用率単位298の中で、利用料金収入は74万6,800円でありました。また、中央グラウンドの利用率単位は313、及び利

用料収入が100万6,500円となっています。そのうち、総合グラウンドのサッカー利用単位は80%、及び中央グラウンドの軟式野球利用単位は60%、ターゲットバードゴルフの単位は20%、合計80%となっております。

総合グラウンドと中央グラウンドとの種目が固定化されています。コロナ禍の影響であったかもしれないが、稼働率が非常に低い状況であります。特色のあるグラウンドの整備をすることで、利用率及び利用料金収入をアップすることが大切ではないでしょうか。例えば、利用率の高い総合グラウンドにつきまして、サッカーをメインとした面整備をすることによって、町内外からのサッカーの利用者を受け入れ、利用料金収入と平群町の知名度アップにつながるということが考えられます。

よって、総合グラウンドの人工芝化整備であります。その後の地域振興センターと継続協議の進捗状況並びに今後の見通しについてお聞かせください。

続きまして、大きく3点目でございます。平群駅前線東側区域の道路拡幅であります。

現在の平群駅北側踏切からバイパスまでの約200メートルの道路は狭隘で交通量が多く、交通安全上危険な道路であると、平成23年6月議会から幾度となく、私は一般質問を行ってまいりました。国道168号線バイパスと旧国道168号線を結ぶアクセス道路であり、一部は拡張されておりますが、駅前周辺整備事業も完了し、また、懸案であった踏切も歩道が新設されました。さらに、5年以内には総合文化センター西側に役場本庁舎が建設予定となっております、ますます交通量増などにより、交通安全性が危惧されます。緊急に道路拡幅の重要性が高まります。

そこでお尋ねをいたします。現在の進捗状況、また、今後の見通しについて、また、来年度の予算計上はどうなっておりますか。

続きまして、大きな4点目でございます。自然災害等発生時における業務継続計画についてであります。

平群町地域防災計画は災害対策基本法、平群町防災会議条例に基づき平群町地域に係る住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、関係地方行政機関、関係地方公共機関及び公共団体、その他防災上の重要な施設の管理者などの協力を得て、総合的にその効果を発揮できることを目的に策定をされております。

平群町の現況と防災ビジョンには生駒断層帯や東南海・南海地震同時に発生時は、町の区域内は住宅地の大半で震度6弱になることが想定されています。特に生駒断層帯が活動した場合は被害が大きく、避難者数は約6,000人を超えることが想定をされています。

今回、平群町災害予防計画の一部として、業務継続計画の整備について質問

をいたします。

1 点目、自治体に求められる業務継続計画の必要性、そして、2015年5月、内閣府は全国の自治体の災害に対する対応力を向上させるため、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を掲げました。当ガイドの内容を基に必ず定めなければならない六つの要素があります。

小さく1番、首長不在のときの明確な代行順位及び職員の参集体制。

2番、本庁舎が使用できなくなった場合、代替庁舎の特定。

3番、電気、水、食料品等の確保。

4番、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保。

5番、重要な行政データのバックアップ。

6番、非常時優先業務の整理。

各整備状況の御説明をしてください。

また、2番目、大災害発生時において、ライフラインが崩壊した場合、特に非常用発電装置の確保が必要となってきます。本庁の非常用発電装置の燃料は3時間から4時間しか対応できません。災害対応において、設備や機器への電気供給は必要不可欠なものであります。施設の大きさによって機器の大きさは違いますが、現在は非常用発電装置は3日間の確保が必要と設定されています。町のお考えをお述べください。

以上、大きく4点について質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、馬本議員の1項目めのデマンドタクシーの運行状況と今後の取組についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の8月からの登録条件撤廃後の11月末までの利用状況について。

令和5年8月1日より、デマンドタクシーの利用登録制度について、フレイル等の条件を撤廃しており、8月から11月末現在の利用人数は延べ838人で、4月から7月末までの延べ732人の約1.15倍の増加となっております。

次に、2点目の介護保険事業計画等策定委員会における町外利用料金の説明について。

運行区域拡大に伴い、町外である近畿大学奈良病院への運行については、既存の公共交通機関への影響を考慮し、町内運行利用料金300円よりも高く設定する必要があり、また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果も踏まえ、

1回の利用料金を500円としたいとの説明を行い、一定の御理解をいただきました。

次に、3点目の公共交通特別委員会で、デマンドタクシーの運営経費について一般会計からも一部負担すべきとの御意見について。

デマンドタクシーについては、高齢者への閉じ籠もり防止による外出支援として、介護予防等の保健福祉事業として運行をしております、フレイル等の条件撤廃により全ての高齢者が利用対象となりましたが、これまでの介護保険の保健福祉事業であるため、一般会計からの支出は必要ないものと考えております。

また、町外料金500円の設定については、既存の公共交通機関への影響を考慮し、電車とバスでの利用した場合の利用料金と比較して高い額になるよう設定をしております。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査のアンケート結果においては、町外への運行にふさわしい利用料金の質問に対しまして、500円と答えた方が全体の55%で、一番多くおられ、300円が32%、700円が5%となっております。これらを踏まえまして平群町地域公共交通会議に利用料金を500円としたいとの説明を行い、承認をいただきました。

次に、4点目の平群町地域公共交通会議での本格運行の質疑について。

運行時間は増車する1台のみが8時から15時までの運行で、ほかの2台は従来どおり、9時から16時までの運行時間帯の説明を行いました。質疑では、近畿大学奈良病院へは往路のみであることの確認や、今後、西和医療センターにも行けないのかとの質疑があり、西和医療センターまでの時間を要するため、見送ることで回答を行いました。

次に、5点目の三郷町デマンドタクシーの令和4年度の運行について。

月曜日から土曜日までの午前8時30分から午後6時までの運行をされており、西和医療センターへ運行する場合のみ午前8時からの利用可能とされています。

運行区域は三郷町内のほか、町外へはJR王寺駅西口改札前、斑鳩町、平群町の一部の商業施設であり、利用料金は乗り降りする区域によって異なり、1人1乗車につき300円、500円、700円の設定とされています。

運行台数については、月曜から金曜までは4台、土曜日が3台であり、利用対象者は三郷町在住で利用登録された方となっております。

令和4年度の利用者数は延べで2万2,691人で、月平均1,891人の利用があり、60歳以上の利用の方が多いと聞いております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

1 点目につきましては、前より 1. 1 5 倍増えてるよということで、私は結構なことかなと思います。

2 点目につきましては、一定、介護保険特別会計の策定委員会でそこで御説明された結果、一定の御理解をしたよと、300 円並びに 500 円についてはということで、御報告を受けました。それはそれで結構だと思います。

また、3 点目につきましては、先ほど山口君がおっしゃってましたように一般会計から出すべきやというふうにおっしゃってました。私はそのときに、1 月 1 7 日の特別委員会の委員長でございましたんで、私が質問は控えさせていただいたわけでございます。今日、ここで私は私の考え方としたいなと思います。

一般会計の支出が必要ではないというふうに部長はおっしゃって、私はそうやと思います。そこで、私自身の考え方でいきますと、いろいろ考え方あるわけでございますが、私は一般会計で負担すべき意見に対しては、一般会計支出するデマンド運行は私自身は考えていないというのは、また、私の考えと行政と一緒に考えさせていただきます。私もこの事業は相互扶助の精神を持って運行すべきというふうに認識しております。要するに要介護の高齢者にならない予防のためになるということでございますが、私はそっちのほうの相互扶助の精神を持って、デマンドタクシーを運行すべきと今でも思っております。今後もそのようにやるべきであると思います。

一般会計を持ってやる場合は、前回、三郷町のように全町民を対象にすべきというふうにも認識してます。デマンドタクシーの利用者は基本的に、いろいろありますけれども、デマンドタクシーは利用者のニーズに合わせるドア・ツー・ドアであります。バスは一定の停留所まで行くなど、利用者はバスに合わせなければならないということでございます。

今、この 500 円の設定についての私の見解をお話しさせていただきます。近畿大学奈良病院利用料金の考えで平群デマンドタクシーは 500 円、一般タクシーを利用して、近畿大学奈良病院へ行く場合、まず、近鉄東山駅からは、私は 950 円、近鉄元山上駅からでも約 950 円かかります。近鉄平群駅は約 1, 310 円。近鉄竜田川駅では 1, 670 円、そして、平群町の南の端にあります竜田川ネオポリス、竜田川 1 丁目の一番上から計算しますと約 2, 030 円となります。この分は信貴山を除いております。など、私は自分の乗用車で走って、皆、距離を調べてやりました。

基本的に、ここにありますように、近畿大学奈良病院に接している菊美台、そこから近畿大学奈良病院が見えてても初乗り 680 円が必要となるわけでご

ざいます。タクシーの初乗り料金は1.3キロで680円であります。248メートル追うごとに90円が加算されます。このことから、500円と設定するに当たっては一般タクシーの初乗りよりも安いとの説明を私はいろんなところで行政は説明すべきではなかったかなというふうに思います。既存の公共交通を比較するなど、説明をされていますが、私の提案についてはどのように御理解されておりますか、再度御答弁を願います。

それと、4点目でございます。三郷町のデマンドタクシーの件でございます。三郷町のいろんなことを聞いていただきまして本当にありがとうございました。私もずっとこの平群にデマンドタクシーを導入するに当たって、三郷町へ何回か行って、いろんなお話も聞きました。いろんなお金の問題、今後あると思いますが、三郷町の場合は平群町より3分の1の面積しかございません。三郷町は平群の3分の1面積ないということは、平群町は一般の住民、ゼロ歳から、対象者は登録者のみですけれども、三郷町の2倍、3倍かかるということが想定されます。そういうことはそれとして、よその市町村はやっておられますんで、今後、一般財源を対応した平群町全体の窓口になりますと、町長、三郷の二、三倍は予算は、一般財源が必要であるということは認識していただきたいなということを述べてるわけでございます。

先ほど言いました500円の設定、私が走って、自分の自家用車で距離を測って、いろいろやってきた結果でございますが、それも一つの説明としてね、住民に500円何で設定したんやということも私は言うていただきたかったなというふうに思ってます。もう1回言いますが、デマンドタクシーは利用者に合わせてくれます。コミュニティバス、路線バスは利用者が合わせなければならぬ。そういうことでございますんで、先ほど僕が調べた結果について、どのように今度、今後また、料金改定とかいろんな問題が出てくると思いますんで、その点、総務部長、どのようにご認識されてますか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、3点目について再答弁させていただきます。

一般タクシーとの料金の考え方について御提案いただき、ありがとうございます。町におきましても同じような考えも含めまして、500円と設定をさせていただいております。今回のこの提案につきましては、また今後の料金設定の参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議 長

馬本君。

○ 1 2 番

近畿大学奈良病院への運行区域拡大並びに運行時間についても1時間前に前倒しされることは利用者にとって利便性向上につながるわけでございます。令和6年度、本格運行されるデマンドタクシーが高齢者を支える保健福祉事業の一助として、大いに期待をしております。

この質問はこれで結構でございます。よろしく申し上げます。

○ 議 長

教育部長。

○ 教育部長

それでは、議員、大きな2項目め、総合グラウンド人工芝化について地域振興センターとの進捗状況と今後の見通しについてお答えをさせていただきます。

その後の進捗状況ですが、人工芝化の工事費は昨今の物価上昇、人件費の高騰などにより、上昇傾向にあります。財源はt o t o助成、地域振興センターの負担、これでは賄えないことから、本町の財源も一部使用しなければ工事実施ができない状況となっております。しかし、本町の財源確保については、中学校の長寿命化改修事業をはじめ、今後の町全体の事業等を見通す中で、めどが立っていない状況でございます。

今後の見通しですが、人工芝化に向けては、一定の町財政の負担は認識していますので、引き続き、財源確保に向け、地域振興センターと協議を続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 議 長

馬本君。

○ 1 2 番

そしたら、先ほど僕が提案させてもろたように1年前にこれを質問してるわけやけど、1年前、それから今まで地域振興センターとどのように教育委員会は継続協議をされたか、その点について御答弁願えますか。

○ 議 長

教育部長。

○ 教育部長

協議の実態については、なかなかでき切れていないという状況でございます。大変申し訳ございません。

○ 議 長

馬本君。

○ 1 2 番

行政と議会はやっぱり信頼関係で結ばれております。特に議会議員 1 2 人は全体から、厳しい選挙を経られて全体の代表者として 1 2 人がお越しになってるわけでございます。あなたたちは公務員として行政を執行されてるわけです。この本会議場においてお約束されたことを軽視するということは非常に残念に過ぎませんということはいいたくないです。なぜならば、この問題については、何年も前から私は人工芝化にすべきというふうに御提案をさしていただいているわけでございます。

今あった、高騰になって大変金がかかるようになったよと、私が最初言ったときには 9, 0 0 0 万円ぐらいでできた。そのときは国の補助金並びに地域振興センターの出捐金をもってやりますよということで、一定の財政、財源内訳は私はそこでお話しさせてもうたわけでございます。今になってはもっとかかるでしょう。これは速やかな、やっぱり協議はしてほしいですね。あなたはおっしゃった、前向きな大事な提案やというふうにおっしゃっていただいて、私にしたら、この 1 年間協議していただけるもんかなというふうに思って、来年度予算に、令和 6 年度予算に予算計上されるもんかなというふうに期待はしておりました。ここであったことはきちっと、約束はまず守っていただくこと、どうですか、その点について。

議会と行政側のいろはの「い」の約束じゃないけども、私も 3 2 年目になります、議会議員として。協議しますと言って、ええ提案やからと言って 1 年間待ってください、待った。何も協議してないって、そんな。何もしてないんでしょう。何回かされたんですか。どうですか。

○ 議 長

教育部長。

○ 教育部長

少し口頭ではしゃべっておるんですが、なかなか実質的にはできてないという状況でございまして、できるだけ速やかに今後協議していきたいと思えます。

○ 議 長

馬本君。

○ 1 2 番

今、さっきも言うたように、私も 3 2 年、今 9 期目ですよ、議会議員さしていただいて。ええかげんな返事したら怒るで、しまいには。やっぱりな、人工芝を待っておる住民はいてはんねんで。いてはるから提案してんねんで。

僕はサッカーしません。しかし、先ほど言うたように、総合グラウンドはサッカー 8 0 %、1 年間で利用されてるやないかと。中央グラウンドについては

60%軟式野球ともう1個、バードゴルフですか、それで80%されてますよ。そしたら、一つの目玉として、総合スポーツセンターには人工芝化として一つのデザインがされたような施設に造り変える。また、利用者がいろんなところから来ていただける。そうなれば平群町もいろんな方が知って、来ていただける。子どもたちがけがはしにくい。また、よそとの試合をここでたくさんやっていただけるというふうなお話も聞いてます。

再度、もうしつこいようですけども、この件については、今日は12月議会でございます。令和6年の12月議会に、再度、私、質問しますので、その点はきちっと、令和7年度予算に計上できるぐらいの気持ちでやってください。どうですか。その約束をしていただけますか。僕は半分待ってますけど、どうですか。

○議長

教育部長。

○教育部長

協議については先ほど述べさしてもらいました。早急に協議してまいりたいと思いますが、財政状況もありますので、それについては町全体で考えながら対応していきたいと思います。

○議長

馬本君。

○12番

そうしたら、もうおんなじことばかりを繰り返さないでください。あなた、こうおっしゃった、昨年、「大変大事な提案をいただいておりますので、前向きに考えていきたいと思っております」。これ、うそかいな。1年前の御答弁はうそでしたんかいな。というふうになりますからね。長くほっておいておくほど物価も高くなり、いろんな問題も出てくるから、一日も早く協議していただきたいな。いろんな財政的な問題もありますので、私は来年の3月議会に質問すると言ってませんよ。1年後の12月に再度質問さしてもらいますんで、ひとつよろしくお願いしますね、どうですかと言うてんの。

○議長

教育部長。

○教育部長

できるだけそういうふうな形で沿えるような形では協議していきたいと思えます。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

もうこれ以上言いませんけどね、協議していきたいちゃうねん。「していく」やんか。何を言うてんねんとなるからな、約束は守らなあかんよ。そこら辺だけ言うてくよ。この件はこれで結構です。

○ 議 長

事業部長。

○ 事業部長

続いて、馬本議員御質問の3項目め、平群駅前線東側区域の道路拡幅についてお答えします。

まず、現在の進捗状況ですが、平成28年度に平群1号踏切北側の道路用地2筆、約30メートルで、約90平米でございます。それを取得、部分拡幅し、令和2年度には平群町1号踏切道拡幅工事、歩道2メートル設置を行っております。それ以後は具体の進捗はございませんが、引き続き関係地権者と交渉を行っているところです。

今後の見通しについてですが、地権者の意向を確認しながら、補助事業採択の要望を行っており、令和6年度において必要な予算確保に努めてまいります。以上でございます。

○ 議 長

馬本君。

○ 1 2 番

そこで質問さしてもらいます。拡幅区間の200メートルのうち何メートルぐらい、現在、用地確保されてるか。また、地権者の意向を確認しながら必要な予算確保に努めてまいりたいと先ほど回答されましたが、その見込みについて御答弁をお願いいたします。

○ 議 長

事業部長。

○ 事業部長

質問にお答えいたします。

用地については、拡幅区間約200メートルのうち120メートル分の用地を確保しております。約60%でございます。

現在、交渉中の地権者の協力は得られるように、引き続き協議しているところでございます。

○ 議 長

馬本君。

○ 1 2 番

道路事業は、基本的に用地確保ができれば事業の9割が終わったと言われております。用地買収につきましては、引き続き地権者の協力が得られるよう、鋭意努力をしていただきたいと思います。

最後に、この道路事業に対する町の意気込みを再度お聞かせいただけますか。

○議長

事業部長。

○事業部長

お答えをいたします。

平群駅前線は、国道186号吉新交差点から平群1号踏切までの区間230メートルは平群駅周辺土地区画整理事業により幅員19メートルに整備済みですが、平群1号踏切から国道168号バイパスまでの区間200メートルは対向もできない狭隘区間があるなど、拡幅の必要性を認識しております。本路線の拡幅は本町の道路事業における最も重要度が高い路線の一つであり、早期完成は地域住民の皆様や通行者のニーズであるとも認識しております。

引き続き、関係地権者には丁寧な説明を行い、事業に対する深い御理解と御協力が得られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

部長、今、御答弁いただいた町の意気込みをもって用地買収に努力をいただきますことをお願いを申し上げます。

この質問についてはこれで結構でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、4項目めの自然災害等発生時における業務継続計画についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の一つ目、首長不在時の明確な代行順位及び職員参集体制について。

平群町内での大規模災害発生時には、平群町地域防災計画に基づき、速やかに災害対策本部を設置し、本部長は災害対策基本法の規定により、町長が指揮をとり、万一、町長が不在の場合は平群町災害対策本部条例の規定により、副本部長、副町長が代理となります。

なお、本部長及び副本部長が登庁するまでの間は、参集できた者のうち最上

席の者を長とし、本部内の総括責任を図ることとしています。

また、職員参集につきましては、地震発生時の対応は、震度4の地震の場合は予備動員の主幹級以上、現在41名により、災害対策本部の設置準備を行います。震度5以上の地震の場合には、災害対策本部の設置を行い、状況に応じて職員2号動員、現在128名までの参集としております。風水害による危険を伴う場合には、大型台風接近や警報発令時には予備動員の主幹級以上の参集としており、また、小規模の被害発生時には1号動員、現在118名の参集としております。

次に、二つ目の本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定について。

平群町災害対策設置運営マニュアルに基づきまして、役場に本部を設置できないときは、本部長が本部の代替施設を指定することとしており、第1指定場所を平群町総合文化センターに、吉新地区に被害が生じた場合は、第2指定場所としてプリズムへぐりを指定することとしております。

次に、三つ目の電気、水、食料の確保について。

停電時の備えとして、本庁舎は自家発電設備を備えておりますが、連続運転時間は約3.7時間で、一時的に対応可能となっております。また、水、食料の確保については、飲料水やアルファ米、インスタントフード等を備蓄しております。

次に、四つ目の災害にもつながりやすい多様な通信手段の確保について。

職員間による情報伝達の通信手段として、防災行政無線（移動系）を確保しており、電線の断線等により固定電話や携帯電話が使用不可能になった場合には西日本電信電話株式会社との特設公衆電話の設置利用に関する覚書により、災害時には役場本庁舎正面に特設公衆電話を設置していただくこととなっております。

次に、五つ目の重要な行政データのバックアップについて。

業務の遂行に必要な重要データについては、電子データにより庁内サーバー室及び委託業者においてバックアップを行っております。

次に、六つ目の非常時優先業務の整理について。

災害発生時の優先業務の役割分担については、平群町地域防災計画の災害対策組織図において、各部会で実施すべき任務を定めております。

続いて2点目の非常用発電装置の確保について。

役場本庁舎の非常用の自家発電設備は連続運転時間は約3.7時間であるため、大規模災害発生時までの対応はできておりません。このため、大規模災害に備え、新たに非常用発電装置が必要となりますが、多額の費用が必要であることから、新庁舎建設の際には、議員お述べのように、3日間稼働できる非常

用発電装置を設置してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

馬本君。

○12番

この質問はあえて質問させていただいたのはね、平群町大変ですねん、これ。現庁舎の自家発電装置を新設するには多額の費用が必要とすると御答弁いただいて、今ある発電機は3.7時間、大方4時間しか稼働しないわけでございます。ここで大きなことが考えられるんやけど、今、72時間をもって対応できる発電機をここへ、例えば設置した場合、本庁舎は悲しいことに耐震補強でき得ない建物でございますして、皆さんも御存じのとおり。発電機は設置するが、本庁舎が崩壊したら果たして、それ使えんのかな。恐らく72時間の発電機は使えないでしょう。電線も皆切断されるでしょう。

僕の言いたいのはね、ここで大事なことがありますねん。今、総合文化センター、あここに設置されてる発電機は72時間の発電が設置されてるわけでございます。今の基準は72時間の発電機を設置しなければならないわけでありませう。そこで、僕の提案ですけども、多額なお金がかかるよりも新庁舎建設までは、大規模の災害が発生しない場合、新設しても現庁舎は恐らく、今、先ほど言うたように老朽化した庁舎は対策本部は稼働しないというふうに私は想定してます。そのためにも新庁舎建設を住民の生命、財産を守るためにも5年以内に着手すると町長はおっしゃってますけども、5年と言わず、4年、3年と、一日でも早く新庁舎建設に取り組むことが、私は町長、行政としての責務であると思います。町長は危機感を持ってこの問題に、新庁舎建設に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

今、あえて、もう再度聞きませんが、このことは全員が、職員さんは認識されてると思います。そこで、なお新庁舎建設するまでにね、南海トラフ巨大地震などの災害が発生しないことを私は祈念して、この一般質問を終わりますけども、町長、新庁舎には住民の生命、財産、かかっていますんで、そこをよく危機感持って、今後の政策に取り入れてください。これでよろしく願います。町長の御返事は聞きません。もうそれ以上言うたって町長はもう認識されてると思いますので。

議長、これをもって私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

それでは、馬本君の一般質問をこれで終わります。

あと5名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、明

日改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。明日は午前9時から本会議を開き、一般質問を続行します。

本日はこれにて延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 3時34分)